

令和3年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和3年12月10日 午前10時00分 開会
午後 4時36分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 5番 杉本訓規 6番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用の写真を議場内で撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしているとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず初めに、12番、増田順弘議員の発言を許可します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。3点ございます。

1点目は通学路の安全対策についてお伺いをいたします。2点目は公共施設における“おもいやり駐車場”の設置についてお尋ねをいたします。3点目は農家へのコロナ対策についてを質問させていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 増田順弘議員。

増田議員 それでは、質問に入らせていただきます。

通学路に関する私の一般質問につきましては、平成30年12月議会にも1度させていただきました。今回改めて行わせていただきたいというふうに思います。

平成24年4月に亀岡市に発生をいたしました登校中の児童、保護者の列に車が突っ込み、3人が死亡した事故をはじめ、今年6月にも千葉県八街市の通学路で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人の児童が死傷するという事故が起きております。このような事例が全国で多発をしておるといふようなことから、国は文部科学省と国土交通省、警察庁、この3省庁が連携して全国の学校に対し、通学路における合同点検の実施を依頼されたということでございます。

これを受けて、本市におきましてもこの点検を実施されておるといふふうに思いますが、どのような対応をされたのかお伺いをいたします。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの質問に対するお答えをさせていただきます。通学路の安全対策につきましては、平成24年4月に京都府亀岡市における事故をはじめ、登下校中の児童等が巻き込まれる事故が相次いで発生したことを受けまして、平成24年度に全国で通学路の緊急合同点検が実施されました。この緊急合同点検を契機といたしまして、継続して通学路の安全対

策に取り組むよう通知があり、本市におきましても平成26年に通学路安全プログラムを作成し、翌平成27年度から通学路安全合同会議を行い、通学路の安全確保に取り組んでいるところでございます。

通学路安全合同会議において問題箇所として提出された件数につきましては、ここ数年では平成30年度が22件、令和元年度が39件、令和3年度が27件となっております。また、令和3年6月に千葉県八街市で発生いたしました事故を受けまして、国からの通知に基づき合同点検を実施した結果、65か所が危険箇所として提出されました。

以上です。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。市のホームページを見ておったんですけれども、この件に関する点検箇所、今後の対応しなければならない箇所、こういったことに関する場所の公表というのはされておられません。県のホームページを見させていただきました。その中には、各自治体ごとの調査結果というものが掲載をされておりました。内容を確認させていただきますと、平成25年当時の内容というふうなことかなと、私の推測ですけど。その後も点検をされてると思うんですけれども、陳腐化したデータといいますか、葛城市における要点検箇所というふうな項目で載っておるということで、少し疑問に感じたということをまずお話をさせていただきます。

さきにも紹介をさせていただきましたように、今年6月に発生をしました通学路事故、これを受けて7月20日付で県の報道資料では、通学、通園路における安全総合点検として今までの点検で抽出された、先ほど部長がご答弁いただいた、抽出された対策必要箇所の改善を進めるということで、第三者の点検やPDCAサイクルの実施、また具体的な改善スケジュールも含めた各自治体への実施依頼をされておると伺っております。このことに関しましてのご答弁をいただけますでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

点検箇所の抽出については、毎年7月頃に各校PTAから学校を通じまして、教育委員会に問題箇所、要望箇所を挙げていただき、構成メンバーであります高田警察署、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、葛城市建設課、生活安全課と学校教育課、教育総務課、各学校代表者などで1回目の通学路安全合同会議を開催し、対応する関係機関の調整を行います。2回目の通学路安全合同会議では、各関係機関から実施の可否や時期、対策方法などについて報告があり、現地への安全対策を実施いただいております。

次に対応状況についてでございますが、平成30年度が22件中15件、令和元年度が39件中29件が対応済みでありまして、令和3年度は27件中22件が対策予定となっております。問題箇所の要望のあった箇所についてはある程度は対応できておりますが、対応できていないものとして信号機や横断歩道の新設、道路拡幅や歩道整備などがございます。そのような場合については、ソフト面の対策といたしまして各学校やPTAなど地域の方々に立哨などご協力をいただき、通学路の安全確保に取り組んでおります。また、千葉県八街市の事故を受けま

して点検を行い、65件の危険箇所につきましては3回目の通学路安全合同会議における関係機関との協議を受け、ハード面、ソフト面での対策案を今後実施していく予定でございます。以上です。

川村議長 増田議員。

増田議員 今のご答弁、さきのホームページの更新をされてないということでお聞きをしたんですけども、打合せではこの2番目のご答弁なので、まあまあ分かりました。いずれにしても、これ105か所ですね。もう今、既に県のホームページのところから削除されておるといふふうにお伺いしてんですけども、私が調べた1週間、10日前にはまだ載ってたんですよ。どういうわけか消えて、今なくなっておるんです。要するに私が言いたかったのは、その後の検査も、今、部長がおっしゃられてるように合同点検等でやっておられるんですから、最新の危険な箇所というものを公の場所で公表するのであれば、そういう陳腐化した情報じゃなしに最新の調査結果を載せていただく必要があるのかなということでお尋ねしたんですけども。

それでは次の質問に移りますけども、これからはお願い事でございますけれども、3点整理をさせていただきました。いずれも、車の運転をされておられる方に対して通学路に対する注意喚起をお願いしたいなという思いで提案をさせていただきます。

1つ目は看板でございます。通学路周辺には、こういう「学童横断歩道あり、スピード落とせ」と、これは旧の新庄町時代に設置をされた看板です。ここ、まだ薄く、「新庄町」と写ってるんですけども、「葛城市」と塗り替えるぐらいそんなに手間かからないんで、やっていただきたい。これとよく似た文言で、白い下地に看板をしてるという種類のものも葛城市になってから若干設置をされておりますけど、設置をされておる箇所が十分じゃないなという気がいたしますんで、こういうものを使って、普通、道路を走っていても、ここが通学路であるということが運転者にとって伝わっていないような気がしますんで、通学路を横断する箇所につきましては、特にこういう看板設置をしていただけたらどうかと。もう一つの看板、看板じゃないと思うんですけども、こういう飛び出しに注意と、ああ、ここは子どもがたくさんおられて通られる場所なんだという注意喚起を運転者に対して行う手段としては、私はいいと思うんです。ただ、設置をされておるところ、おらないところ、設置基準を設けてない関係もあって、要望されたところにしか設置をされてないのかなというふうな懸念もいたします。こういったものを使って、通学路が近くにあるんだという意識を持っていただき注意をしていただくと。こういう方法を取っていただくことが効果としては高いのかなというのが1点。

2点目は、側道に引かれてるグリーン色の線、グリーンベルトと言うんですか、どういう名前と呼ばれてるのか分かりませんが、こういった道路に通学路であることを知らせる、そういう表示をやっていただく。本来は、歩道を設置することが望ましいんですけども、道路を拡幅、車道の制限等もあるんで、道路幅の狭いところにつきましてはこういう線を引いて歩行者の安全対策を行うという目的でされてるかと思うんですけども、このグリーンベルトの設置につきましても、付いているところ、付いておらないところ、それから学校までつ

ながっておらないとか、非常に曖昧な設置基準になってんのかなというふうな気がいたします。

それから3つ目は、これは警察との協議が必要であるかというふうに思いますけれども、横断歩道の設置でございます。先ほども申し上げましたように、何で付いてないんですかと。この道路につきましては、この部分とこの部分、どちらも先ほど言ったグリーンベルトが右と左にあって、それを横断する道に横断歩道がないという条件の道でございます。結構、道幅は広い状況なんですけども、横断歩道がないと。若干、ここですかね。先ほど言ったここに、子どもの絵が描いた飛び出し注意の表示はあるかと思うんですけれども、要するにここを渡る横断歩道がない。いろいろと事情があって横断歩道の設置はされておらないと思うんですけど、この道を見ていただいたら分かりますように、相当スピードを出す条件でございます。にもかかわらず、ここが児童の横断、通学路になっておるという箇所でございますけれども。ここだけじゃなしに、こういった危険箇所というのは市内にも複数あるのかなというふうに思います。

以上、3点の提案につきましてご答弁を求めます。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの増田議員の質問の1点目、それから3点目につきましては総務部のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。「学童のための通学路につき注意、徐行」とか、「学童飛び出し注意」といったような看板のことでございます。この周知看板の設置につきましては、設置環境を考慮いたしまして、教育委員会、それから大字のほうとも相談の上、進めておるところでございます。

それから3点目の横断歩道の設置につきましては、通学路合同点検ですとか大字要望に基づいた中で、高田警察署のほうに要望を行っておるところでございます。その要望に基づきまして、高田警察署で設置の必要性を判断されるということになってございます。ただ、要望箇所が通学路であるということの条件のみではなくて、交通量ですとか事故状況、それから道路形態、こういったものを総合的に判断されているようでございます。そういったことから、横断歩道の新設というのはなかなかハードルが高いといった状況でございます。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

今の質問の2点目のグリーンベルトの件についてお答えさせていただきます。

グリーンベルトの設置につきましては、明確な基準や規定などは設けておりません。歩道が整備されていないなど、歩道と車道が区別されていない道路におきまして、運転者が道路と路側帯を視覚的により明瞭に区別できるようにすることで通行車両の速度を抑制させるとともに、交通事故を防止することを目的としております。先ほども答弁ありましたが、毎年、PTA、小・中学校から提出された要望箇所に対し、現地において通学路点検を実施し、関係機関で協議された対策必要箇所がリストアップされた通学路交通安全プログラムに基づき、

通行車両が多く特に危険と判断される箇所に設置しております。通学路安全対策事業といたしまして防災・安全交付金を活用しており、通学路交通安全プログラムに基づく通学路安全対策であることが要件とされておりますので、通学路全てには設置しておりません。そのため、グリーンベルトが途切れている区間があるということでございます。また、通学路は防犯上非公表となっております。全てにグリーンベルトを設置することで通学路の公表につながるようになりますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

以上です。

川村議長 増田議員。

増田議員 通学路を明確に公表することで待ち伏せ等の危険も予測されるというようなことで、不明瞭な状況であるというの理解はするわけでございますけれども、先ほど紹介いたしましたような横断歩道の設置については非常に厳しい要件が伴うわけでございますけれども、事故があつてからでは遅いというふうなこともございます。現場を十分に把握していただいて、不備な点につきましては整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。また大字からの要望も考慮に入れられているというふうなことも伺いをしておりますが、まずは現場の児童の安全確保という面では、こういった合同点検という点検作業も行っていただいておりますので、その点検結果に基づいた、先ほど申し上げました第三者による評価も含めまして、きちっと実施を消化していただきたいと思いますというふうに思います。

そもそも私が懸念をするのは、本市の道路事情によるものかなと、心配しているのはね。極めてと言っているのかどうか分かりませんが、道路事情は良くないという実態であると認識しております。その内容につきましては、まず通過車両、要するに本市を通過して大阪方面に行き来をされる車が非常に多いというのが、私、以前の一般質問でも再三お願いをしているところでございます。本来、国道等を使いまして大阪への行き来というものがあるべきでございますけれども、非常にこの幹線道路自体が渋滞をしております。そういった車が渋滞を避けるために市内の生活道路を抜け道として利用されておるとというのが実態かなというふうに思います。通学路におきましても、このような状況を踏まえて十分な対策を講じていかないと大きな事故につながるのかなと。走ってる車のナンバーを見ましても、ほぼ半数に近い車が県外車両であると思っております。そういうようなことも含めまして、私の今回お願いした提案について、前向きな対処を1つずつ対応していただきたいと思いますというふうに思います。まずは教育委員会としての見解を教育長にお伺いをいたします。

川村議長 樫本教育長。

樫本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。よろしく申し上げます。

通学路の安全対策につきましては、今、議員お述べの通学路と分かるような看板や横断歩道、またグリーンベルトの設置等を含めまして、道路管理者や警察等と関係機関としっかりと協議を重ね、適切な助言等をいただきながら、通学路の安全確保に必要なハード面での対策を講じていけるよう調整してまいりたいと考えています。また、教育委員会としては、併せてソフト面での安全対策も考えていくことが重要であると考えております。

具体には、学校とコミュニティスクール制度による学校運営協議会が熟議しまして、子ど

もたちの通学の安全対策における見守り活動の今後の体制を地域課題の1つとして捉えていただいて、地域が積極的に通学対策にも参画していただけるようお願いしてまいりたいと考えています。また、通学路安全合同会議での助言を基に、学校側、PTA等と協議を重ねまして、必要に応じて通学路の見直し、また更新についても検討するとともに、見守りの強化のための安全下校指導員や登校指導ボランティア、あるいは教員による登下校指導なども適切に配置するなど、子どもたちの安全・安心な通学体制を整備していきたいと考えているところでございます。

以上です。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。この交通安全対策、幅広く言いますと、やっぱり交通安全対策でございます。通学をされる児童・生徒以外にも、多くの市民の皆さん方にとっても、日頃からこの通過車両によります安全対策を講じていただくお願いというのは、引き続き十分な措置を取っていただきたいというふうに思います。市民の皆さんが安心して生活できるよう、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、公共施設におけますおもいやり駐車場の設置についてを質問させていただきます。

奈良県では、平成28年からおもいやり駐車場制度というものが実施をされております。この制度は、誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車椅子使用者や要介護認定を受けた高齢者など、移動に配慮が必要な方のために利用証を県が交付し駐車場を利用していただく制度でございますが、この制度の対象となる駐車場は本市にどれだけあるのかお尋ねをいたします。

川村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。よろしくお願ひいたします。

奈良県のおもいやり駐車場設置状況でございます。本市におきましては、現在、市内に8か所設置されており、内訳としましては公共施設4か所、商業施設4か所となっております。以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 この看板の立っているところというふうに認識をしております。今後このような駐車場が市内の多くの公共施設にあることが望ましいというふうに思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

川村議長 どの所管にお答えいただくようになってますか。

増田議員。

増田議員 後でこのような駐車場が必要かということを改めて質問をします。

令和2年3月におきまして、私の一般質問、ここでは屋敷山公園一帯の公共施設における高齢者や、体に障がいをお持ちの方に配慮した駐車場、こういったものを設置していただきたいというお願いをいたしました。当時の教育長からは前向きなご答弁もいただいておりますが、その後の状況について再度質問させていただきたいというふうに思います。

ご承知のとおり、屋敷山公園一带につきましては、緑豊かな公園、それから健民運動場、文化会館、図書館、中央公民館、体育館と、幅広い年齢層の多くの市民の方が年間を通じて利用されておるといふことでございます。しかし、駐車場につきましては非常に不十分であると。メインとなります公園東側の道を挟んで東側の駐車場につきましては、先ほども申し上げましたように非常に交通量が多い県道御所香芝線でございますけれども、ここを安全に渡るためにということで地下道が設置をされております。当然、地下道でございますので、階段を上り下りしなければならないということで、バリアフリー、要するに車椅子の利用ができない状況でございます。それから文化会館東、これも道を挟んで東側の駐車場、これも同じく山麓線を渡る必要がございますけれども、ここは地下道がなく、近くに横断歩道があるんですけれども、ほとんどの方々がその少し離れた横断歩道を渡ることなく、駐車場からすぐに文化会館に横断をされておると、非常に危険な状況の駐車場だと私は心配をしておるといったことでございます。また、ほかにも駐車場は確保されておりますが、傾斜地であったり、路面が未整備であったり、距離が遠かったりということで、課題はたくさんあるというふうに考えております。若干設置をしていただいております障害者用の駐車場につきましても、この施設の規模から見て不足をしておるといふふうに思います。

そこで、前回もご提案させていただきました施設周辺の空きスペースを利用させていただき、高齢者、体に障がいをお持ちの方のための駐車場の充実、こういったものを図っていただきたい、先ほど県のおもいやり駐車場もここにも増設していただけたらと、こういうふうに思いますが、このことについてご答弁を願います。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 皆さん、おはようございます。教育委員会の西川でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、中央公民館には正面入口の西側、市民体育館の北側に4台分の車椅子利用者のための駐車場を設置しておりますが、議員仰せの小ホール東側のおもいやり駐車場の設置につきましては、以前より空調用の重油タンクが埋設しており、生垣との間もかなり段差があり、駐車場にするには困難であるとの答弁を令和2年3月の一般質問の答弁でもされている経緯がございます。

しかしながら、今年度、本館を電気空調に対応いたしましたため、重油を使用しなくなり、重油タンクの処理につきましても、埋設したまま処理するのか、タンクの撤去をするのか、費用面との兼ね合いを見ながら検討が必要となっております。小ホール東側部分のどの部分までを駐車場として活用できるのか、併せて研究が必要かと考えております。また、文化会館南東部の信号の角のエリアを提案いただいていると思うんですが、植栽部分とかなり段差があり、また交差点で横断歩道がすぐ目の前にございまして、図書館への親子連れ等が多く通られる場所でもあり、検討が必要かと考えております。いずれにいたしましても、安全面、財政面においても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 今、西川理事のほうからご説明のございました、これが中央公民館の小ホールの東側、道路に接した重油タンクの入っておる箇所でございます。ご覧のとおり、空きスペース、お庭というふうなイメージのスペースかと思えますけれども、既に使われない重油タンクが埋設をされておるだけで、従来であればタンクの利用によって有効利用できないということでございますが、今や使われておらない重油タンクが埋設をされておると。活用価値はあるのではないかなというご提案。それからもう一つは、この文化会館のちょうど東南の角に当たる部分でございます。ここもこちらに少し歩道スペースがあって、先ほどおっしゃったところが少し小高いといえますか、少し高さのある庭になっておりますけれども、このスペースにつきましても活用価値はあるのかなと。この庭が必要やというお考えもあるかとは思いますが、住民の安全確保のためのスペースとしては有効な活用方法ではないかなというふうに思います。

今、ご紹介をさせていただきましたように、県につきましても、こういう思いやり、要するに体の不自由な方、高齢者の方に施設を利用していただくための駐車場に取り組みしております。葛城市におかれましても、住みよさのまちということもキャッチフレーズとして評価をされておるまちでございますけれども、私、1つ提案ですけれども、住みよさにプラスしてですね、思いやりのあるまち葛城市、こういった評価をされるようなまちを目指していただきたいなど、そういう意味でもこういった駐車場の整備を充実していただきたいというふうに考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 身体障害者の方だけでなく、高齢者、妊産婦、けがなどをされた歩行者が歩行が困難な場合、優先的に駐車できるおもいやり駐車場を公共施設の入口付近に確保することは、誰もがより利用しやすい公共施設になると考えております。ただし、おもいやり駐車場を利用される方については、奈良県に利用の交付申請をし、利用証の交付を受け、止められるときにはその利用証を、札みたいなものがあるんですけど、それを車の中に提示する、かけておく必要があるということでございます。また、利用者の交付を受ける必要があることや、認知度がまだそれほど広がってないことなどから、県内利用者数がそれほど多くないと今現在は伺っておるところでございますが、まずは市内にもおもいやり駐車場があることを周知していく中で、区画を増やしていくということについて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 県のおもいやり駐車場を1つ例にとったわけでございます。そういった取組を葛城市バージョンで充実していただきたいということをお願いしまして、次の質問をさせていただきます。

次に、農家へのコロナ対策につきましてお尋ねをさせていただきます。

昨年の本市の稲作につきましては、私の今年の6月の質問、それから昨年の12月の一般質問でもご紹介をさせていただきましたように、ウンカという害虫で、非常に過去に経験のしたことのないような被害に遭って、収量、それから品質が大きく低下をいたしました。農家

にとっては大きな損害でございます。それから、今年につきましては害虫の被害というものはなかったわけでございますけれども、長引くコロナ感染によりまして、外食向けの米の需要が低下いたしました。生産者の米の販売価格につきましては、この影響もあって、昨年より60キログラム当たり1,800円値下がりをしております。約十数%の値下がりであると同っております。10アールに換算いたしますと約1万5,000円、市内全体の面積を掛けますと約6,000万円と、こういった被害になるのかなというふうな試算ができるかなと思います。

このような地域の主要産業である農業の柱、稲作につきましては、こういったコロナによって大きな打撃を受けておるということをまずご承知おきをいただきたい。こういった中でそれに対する援助が、全国の自治体の中では独自の対策を講じられておるというふうなことも聞き及んでおります。このことにつきまして、本市としての対策、どのようなことができるのか、またお考えをお尋ねいたします。

川村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今、議員がご質問されております米価下落対策につきましては、例えば福島県の広野町の米価下落影響緩和緊急対策補助金という情報も確認しております。奈良県のほうではまだ事例として認識はさせていただいておらないと。また、さて米価下落につきましては、令和元年度までは順調に買取価格が上昇しておりました。しかし、令和2年度に下落し、本年度は更に下落しております。これは新型コロナウイルスの影響により、米の消費が減少したことが主な原因であると考えております。これに対し、農林水産省及び他省庁による多様な支援策が実施されております。一例としましては、金融支援としまして、農林漁業セーフティネット資金として、認定農業者に対して経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化、無担保化等を措置されております。しかしながら、このような施策を必要としている農業者に対し、正しく広報できていない可能性がございます。今後、地元支部長や農協とも連絡を密に取りながら、支援が必要な方に迅速に情報提供できる体制を確立したいと考えております。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 今、部長のほうからご答弁いただきましたように、知る人ぞ知る補助金制度では困ります。やはり、そういった援助の情報につきましては、きめ細かい対応で必要な方に必要な援助をしていただくという広報活動もしっかりとやっていただきたいなと思います。皆さん方もご承知のとおり、私、非常に稲作に関して不公平だなと思うのは、一般家庭で食されている、特に海外輸入に頼っておる小麦、トウモロコシに関しては20%の値上がりということで、非常に国民全体の食生活に影響を及ぼしていると、その影響を受けてんの違うかなと。小麦の値上がりをお米の値下がりですら食料費の安定を図っておるといった懸念もします。本来であれば、小麦の値上がりとお米の値下がりをお互いに市場原理であればお米も値上がりして安定を図るべきであるにもかかわらず、お米だけがコロナの犠牲になって値段の下落、市場のそういった影響を受けておるというふうなことで、非常に懸念をしておるということをご承知おきいただき

たい。米以外につきましても、菊、ネギ、ナス、非常に本市の専業農家含めまして経営が厳しいというふうに聞き及んでおります。単に収入が減少しておるとい程度では収まっておりません。赤字経営の状況にある専業農家も増えてきておるといったことも聞いております。

行政といたしましても、こういったところにしっかりとご支援をしていただきたいと思うわけでございます。地域産業の活性化に取り組んでいただくことが、市の反映にもつながるのかなというふうに思います。現在、国からはコロナの影響を受けている農家に対する助成金といったものがあるというふうには伺っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、なかなか一般農家には目の届かないところにあると思います。今後の支援策、先ほど部長がお述べになったような、支部長、それからJAと連携を取っていただいてご支援をいただくことをお願い申し上げておきたいと思います。

地域の産業、先ほども申し上げましたように、しっかりと元気になっていただきたい、活性化を図っていただきたい、このことを願っておるわけでございますけれども、常識的なことで当たり前のことなんですけれども、改めて農林課の業務というものを確認しました。その中には、農林業の振興と指導といった項目が一番先に掲げられております。農林業の振興なんです。そのところをしっかりと頭に叩き込んでいただいて、この苦境のときこそ力になっていただきたいということを願っておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、お米につきましても、野菜等々と違いまして年に1回、1年間お世話をいただいて10月に収穫をされるわけですけれども、10月に一発でほぼほとんどの農家の方が、そのときの相場、要するに市場流通在庫等の状況を踏まえて1年間の収入が決まってしまう。倉庫に積んで少しずつ状況を見て売渡するというふうなことではない特殊な食料であるということもございます。そういった意味で、コロナの影響もタイムリーに受けておるのかなというふうなことでございます。先ほど言いましたように、コロナの影響を受けた外食産業のあおりをこのお米農家が背負っておるといような感をいたすわけでございます。今後の本市の農業、以前にもお願いしましたブランド化、この辺のことも恐らく早田部長の頭の中にはしっかりととどめておいていただいていると思いますけれども、その後のこのブランド化、地域の農業の後押しについて、もう一度ご答弁を願います。

川村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議員お述べの葛城市のブランド野菜ということにつきましては、私が産業観光部長を拝命いたしてからも、それ以前からも、何回となく議員のほうからそういうことができないかというご質問をいただいております。私になってからも今回で3回目かなと思っております。

現在、農林課におきまして、葛城市特産農産物の新設を中部農林振興事務所にも相談しながら企画をいたしております。これは、葛城市の農業振興を目的として、パンフレットやホームページ等を活用し、市内外にPRを行いたいと考えております。具体的には、3つの部門を設け、1番目に、葛城市の風土を生かした昔ながらの農産物として二輪菊等を想定しております。2番目に、土壌改良等を行い生産している農作物としてネギやナス等を想定しております。3番目に、市内で新しい試みとして生産している農作物等多様な農作物に対応で

きる企画を立案していきます。これにより、葛城ブランドとして道の駅等で販売することにより、市外や県外の方に葛城市を訪れていただき、売上げの底上げを行い、地域農業の活性化や農家の生産意欲を高めたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。部長もおっしゃったように、3回目のお願いでございます。その都度、徐々にこのブランド化につきましても前進、進展していただいているのかなというふうにも思っております。だいぶ具体的なお話を聞かせていただけるようになって非常に安心しておるわけでございますけれども、市内の大型農家、私が一番心配してるのは、零細な高齢化した農家が廃業するというのは、これはもう致し方ないというふうに思うわけでございますけれども、ここに来て心配するのは大型農家ほどこのあおりがきつくて、先ほど申し上げましたように収支が合わない、たくわえを取り崩して、こういった経営状況になっておるといことを非常に心配しております。過去に一世を風靡した葛城の菊、こういったブランドが高齢化と経営難によって非常に縮小、人数の減少等も起きておるといった状況を、何とか市としても後押しをしていただいて支援をしていただいて、新たな農業者の育成も含めましてご支援いただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午前11時10分より会議を再開いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めましておはようございます。5番、日本維新の会、杉本訓規でございます。2期目の議員生活が始まりまして、1期目も私、主に子育て支援をやってまいりました。引き続き、子育て支援、そして市民の皆様の声、小さいことから大きいことまでしっかりと市政へ届けたいと思います。今回の一般質問1点目は市内の通学路等の安全対策について、2点目は待機児童対策についてでございます。

これより先は質問席で行いますので、皆さん、よろしく願いいたします。

川村議長 杉本訓規議員。

杉本議員 それでは、よろしく願いいたします。議長のお許しを得ていますので、パネルを使って、まずは通学路対策ということなんですけども、主きはこれなんです、この看板。これ、6,000円かかりましたので、皆さんしっかり見てください。これ、一旦よけますね。選挙のときに僕、いろいろ歩いてまして、こういうことやったんです。これ、変えてもらったんですけども、こっちにね。今はこっちです。でも、これやったんですよね。これはまずいなと思って、僕、担当課に行きまして、あそこの看板真っ白だと1個1個やってたんですけども、

多過ぎてもう手に負えないんですよ。これ、もう質問というより皆さんにお願いというか、ご協力していただいて、今日帰り、皆さん車に乗って、この看板集中して意識して見てください。薄い看板、見にくい看板を踏まえたら、もう山てんこあるんですよ。僕、携帯は写真でもうばんぱんです。これを1回皆さんで、もう景観が云々かんぬんという話も出てますし、看板というのは立ってたらええというもんじゃないと思うんですよ。これ、何の意味もないですよ、これ。ただの白。もう邪魔でしかない。本当に必要なことを伝えるために看板はあると思うんですよ。子ども飛び出し注意、これ伝えるためにはもちろんちゃんとした看板じゃないと駄目だと思う次第でございます。

まずは、この立て看板、これ、立て看板と言っていいか分かんないですけども、この立て看板、現在どのような設置基準で置かれているのかお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの杉本議員の質問にお答えをさせていただきます。

立て看板の設置基準ということでございますが、明確な設置基準というものはございませんが、先ほど増田議員の答弁の中でもお答えをさせていただいておりますが、合同通学路点検の結果を踏まえた要望、それから大字区長からの要望、こういったものを加味して協議をさせていただいた上で、必要に応じて設置しているという状況でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 今、部長がおっしゃったとおり、必要なところに置いてあると。真っ白やったら必要ないというか、もう何の意味もないんですよ。これはもちろん必要なもんなので、皆さんに注意していただくこととかをちゃんと明記しなければならない、そういうことなんですよ、単純に。これ僕、ずっと市内回って、立て看板はいろんな種類があるんです。「飛び出し注意」であったり、「学童につき」何ちゃら、でも消えてるから、もう種類分らないんですよ。大喜みみたいになってますからね、「学童通学路につき」、何もないから続きなんやねんみたいな。だから、この種類どれぐらいあるんですか。お聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。立て看板の種類といたしましては、形状的には先ほどお示しいただいた電柱等に取り付けるタイプ、それから空洞ブロックを土台とした子どもの形をした飛び出し注意看板、こういったものの大きく2種類ございます。ほかには電柱等に巻き付ける布状のタイプですとか、合併前から設置しております支柱付の看板等もございます。それから、看板に書かれております啓発内容につきましては、通学路注意、交差点注意等、それ以外にもいろいろございまして合計で約20種類ございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。20種類あるというんですけど、個人的に僕はよその選挙区とかお手伝いに行ったときに、この立て看板、僕、集中して見てるんですけども、他市はあんまりないんですよ、真っ白とか。それ何でかと考えたら、葛城市内のこの立て看板の数、多過ぎるん違うかなと思うんですけど、数は把握できてないですよ、多分、今。そこも、どこに

何が何か所あってというのを把握して、ほんまに必要やったら置いたらいいと思うんですけども、さっき見ていただいた真っ白な看板はもう何の意味もないんで、何の意味もないということはなくてもええということにもつながると思うんです。これお金かかることなんで慎重にはやっていきたいんですけども、今立ってる立て看板1枚、大体どれぐらいするんですかね。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 立て看板の価格でございますけども、購入する際、どれだけの枚数を購入するのかということでも変動はいたしておるところでございますが、平均の購入価格といたしましては1枚当たり8,000円程度となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そうですね。ありがとうございます。そしたら、今現在、僕がたまたま気づいたから、これ今提案してるんですけども、例えばこの白い看板とか、薄い看板とか、途中で消えてる看板とかというのを、もう立てたら立てっぱなしじゃないと思うんですけど、どうやって管理されてるのかお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 その立て看板の管理と申しますか、維持管理の面での質問でございます。先ほども答弁させていただきましたように、大字との協議の上、大字で管理をお願いするということで設置をしております。文字の薄くなった看板ですとか破損した看板の取替えにつきまして、大字のほうから要望があれば交換、修繕を行っているというのが実情でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そういうふうに大字の要望云々かんぬんあると思うんですけども、1枚約8,000円ぐらいかかるという話なんですけども、僕が個人的に思うのは、この真っ白の看板、もう一回見せましょうか。この真っ白の看板をこの台ごと、これ多分、要望あったら区長なり職員の皆さんで、僕、頼んだらすぐ替えてくれたんで、在庫があればいけるという状況やと思うんですけども、僕が思うのに、この白くなってきた上に、この台ごと全部替えやんと上からシール貼ったらええんちゃうのと思うんです。何やったらもう真っ白やったら手書きでもええ勢いなんです。意味ないというのが一番いらんで、やるんやったらしっかりやりましょう、要らないもんやったら取りましょうと思ってるんですけども、こういった白い看板等をこれからどういった対策、僕が提案したから考えていただけると思うんですけども、どういった対策されるかお願いします。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの今後の対策ということでございますけれども、経年劣化により啓発文字が薄くなったり、消えた看板についての対策でございますが、看板そのものを取り替える方法、それから今、議員ご紹介いただいたように、カッティングシート等で補修するといった方法があるかと思っております。そういった方法を比較いたしましたけど、1文字、2文字の部分補修でございましたらカッティングシートで補修するといったほうが経済的ではないかというふうに考えております。また、看板全面を修繕すると、補修するという場合につきましては、

後々の維持管理等も考慮いたしますと、取替修繕という形のほうが効果的というふうに判断をしております。ケースによりまして、どちらの方法を採用するか、それぞれのケースで判断をさせていただいておるところでございます。また、ほかに効果的、効率的な方法がないか研究をしてみたいというふうに考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。そうなんですよね。シールとかやったら枚数をかせげば単価も安くなりますし、シールやったら、夏場はちょっと難しいんですけど、この時期やったらもうスプレー振って貼るだけでいけるんで、そういった長期の目線で見ると、この立て看板の足とかやったら、もう使えるやつとかやったら取り替えてたらちょっともったいないなという気もするんですけども。しっかりと注意を促してる看板なんだから、近く行かな見えへんなんであまり意味ないんで、その辺を、先ほども申しましたけども、意識して皆さん、今日帰りに見てください、ほんまに。薄いとか、何か書いてあるなと近くに行ったら、「交差点注意」、いやいや、遅い遅いみたいな。だからその辺を一遍意識して見ていただきたいんです。どうせやんねやったらやりましょう、要らんのやったら取りましょうという話です。

次、看板は一旦置いといて、ゾーン30があると思うんです。市内の通学路の話なんで、このゾーン30というのはどういった基準で今、葛城市では設置されてるのかお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ゾーン30の設置基準ということでございます。このゾーン30につきましては、平成23年警察庁が定めました交通規制基準というものがございます。その中で、生活道路における速度規制は原則時速30キロメートルということが明記をされております。それを受けまして区域を定めて、最高速度、時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、その地域、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策としてゾーン30というものが設定をされたところでございます。葛城市におきましては、大字区長からの要望を受けまして、奈良県警察本部交通規制課、それから高田警察署による現場実地調査等を経まして、平成27年に設置されたのが最初ということでございます。警察がゾーン30を設定する際の基準というのがございまして、近隣に幹線道路があり、住宅街と生活道路が抜け道になっていると。それから一定の交通量があり、歩行者、児童等の危険性が高い地域となっております、大字区長はじめ、地域住民の方々からの要望がございましたら、奈良県警察本部交通規制課、高田警察署との協議を行い、基準に合致すれば設定をしていただけるということになってございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そうなんです。今、ゾーン30あるところ、皆さんご存じやと思うんですけども、こうやって規制してるんですけど、僕見に行くんですけども、やっぱり飛ばしてる車が多いから、そこはゾーン30、危ないからゾーン30になってるんですけど、道路に書いてるだけじゃいまいち効果ない、あるんかもわかんないんですけども、昼間とか行ったら、通学路は児童が多かったりしたら抑えてる方多いんですけども、何かあんまり意味なしてないかなというところがあるんです。それは何でかというたら、不定期に警察の方に立ってもらったり、月、火は

立ちますとかだったら意味分かんないですけど、不定期にあそこに警察が立ってるよというふうなことをして初めてこれ効果があると思うんです。そういうことをこれからもされていくのか。これからどうせあるんやから、看板と一緒にですよ。どうせやるんやったらということなんです。やらのやったらやらんでいいと思うんですけど、どうせやるんやったらという意味で、そういうふうにならなくていいとお願いしたいんですけど、あそこに警察が立っているから注意しよう、もうこれでも意味があると思うんで、そういうことをこれからやられるんかお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ゾーン30への警察官の警ら巡回ということでございます。ゾーン30内の交通安全対策の強化という意味からも、高田警察署に登下校時における警ら巡回の強化を要請したところでございます。これにつきましては即時に対応していただいておりますが、通学時間帯がメインになっておりまして、十分な対応ではないというふうな受け止められているかもわかりませんが、その辺も含めて再度警察のほうに要望をさせていただきたいと思っております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ほんまによろしくお願ひします。次の質問にも関連するんですけど、質問というか次のあれにも関連するんですけど、磐城認定こども園のところ、この前見に行ったんですけども、それは写真ないんで、皆さんイメージしてほしいんですけど、認定こども園の前は白線もグリーンベルトも引いてきれいな道路になってるんですけど、小学校の子らは東側から帰るんですよね。そこからもう白線もないところをやって、このさっきの立て看板も立ってるんですが、こんなんですよ。もう誰に言ってるかもわからんようなところやったので、それはやっていただけることになってるんですけども、あそこはもうこれから認定こども園になって、送り迎えも問題、これはもうずっと僕、委員会で言ってましたけども、という問題もあると。その辺の対策、前から言ってるから、時間あったからある程度の、学童の駐車場を使うという話やったけども、それでいけんのか。あそこは結構交通量多いんでねという話で、皆さん、ぜひ見に行っていたらいいんですけども、すごいですよ。普通に子どもら、狭い道、白線入りやと指導員の方が言ってくれるけど、白線がないからね。だから、その辺も見に行っていたらいい、これから学童の送り迎えも踏まえたときにどうなっていくか、これからの考えをお願いします。

川村議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

認定こども園の送り迎えにつきましては、幼稚園サービスを利用される、いわゆる1号認定の園児につきましては、現在の幼稚園と同様、徒歩、あるいは自転車での送迎をお願いしております。保育サービスを利用される、いわゆる2号認定の園児につきましては、他の公立保育所と同様、保護者の事情に配慮しながら、極力可能な限り自転車で送迎していただきたい。自動車による送迎につきましては、磐城学童保育所の駐車場を利用させていただくということで考えております。現在、その保育サービスと幼稚園サービスを利用される方の人数の比率が、保育サービスのほうがまだ圧倒的に少ないような状況ですので、今この状況を様

子見て利用させていただいて、場合によってはそのグラウンドとの間の通路を確保するということも検討しております。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それ、今はということですよね。でも、まあそれは今はと、少ないかもわからないですけども、これから保育ニーズが増えるというていで、皆さん、今、動いてるわけですから、認定こども園のほうも増えていくというか、そういう当たり前のことやと思うんで、まずはその土台をしっかりと考えていただきたいと思います。

僕、1個質問を聞くの忘れたんですけど、これ、白の看板を替えてくれと行って、次来たんが黄色の看板なんですけど、あんまり意味分かんないんですけど、白と黄色の違いは何なんですかね。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございますが、そのときそのときによりまして色が違うということでございます。メーカーがその看板を作成しておるわけでございますけども、そのときの時代の流れといいますか、主流商品として黄色の看板をメインに作っているという状況でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら、帰り、皆さん、白い看板を特に注意していただいたら、昔の看板やということなんで、それ皆さん、ご協力をお願いしたいんです。というのも、先ほども申し上げましたけども、他市ではほんまにないんですよ。真っ白とか途中で消えてるとか。通学路に関して言ってるから、普通のポールに立った看板とかもあるじゃないですか。狭い道へ入って行って、もうさびさびの看板があるんですよ。どこか後で教えますけど、何やろうと思って近くへ行ったら、「この先行き止まり」と書いてあるんですよ、もう遅いという話なんですよ。何のためにあるのという話になってくる、その看板自体が。ほかもありますよ。近くで、さびさびで何も書いてへんから何かなと思って、「この先大型車通れません」とか、もう入ってもうたらバックもでけへんということじゃないですか。何を伝えたい、だから要らんのやったら取ったほうがええと思うんですよ。でも、それ必要やから言ってるんでしょう。行き止まりと伝えたいんでしょう。なら、ちゃんとしましよよという話なんですよ。これをここでキャーキャー言うてもしゃあないと思うんですけども、皆さんで、1か月やったら1か月、一旦全部集めて、ここの看板替えやなあきません、必要、不必要、こんな意味ありませんと、こんな曲がってる看板もありますからね。それ、要るか要らんかというのをまず精査していただいて、もうさっきも言いましたけど、他市ではほんまにないです、ないです、ほんまに。先ほど、増田議員もおっしゃってたんですけど、「新庄町」と書いてあるやつを消してあるんですかね、あれ。あれもほんま、どういう発想であれなっただんかよう分かんないですけども、増田議員もおっしゃったけども、「葛城市」に変えるだけで、どうせ貼りに行くんやったら、こんな「葛城市」というシールでいいん違うのと。取りあえず貼るときはすわとなったと思うんですけど、せめて色を合わせろよと思うんですよ。何でオレンジの看板

に白、それも意味分からないですし、「新庄町」を隠したいのであれば、ほかにも「新庄町」と書いてる看板めっちゃありますよ。だから、中途半端なんですよ。

だから、ずっとほっといたらこのままいくんですけど、市長にお聞きしたいんですけど、1か月やったら1か月で、みんなで一旦集めて、これお金かかることやと思うんで、すぐ全部やれというわけじゃないですし、いろんな方策があると思うんですけども、市長、今日帰り、車に乗って見てください。これ言うてはんねんなど、めっちゃありますから。それはもうたまたま僕が気が付いたから言うてただけなんで、これ皆さんの力を、例えば青パトとか回ってるわけじゃないですか。ああいう方でもぱーっと回って、あそこあそこ消えてましたよ、あそこ看板曲がってましたよ、あそこさびてましたよというのを日々やっていけば、僕、こんなことにはならんと思うんです。これ、6,000円かかったんで何回も出しますよ。こんなことならんと思います。ほかにも写真いっぱいあります。後で見たい方は見せますけども、そういうことをずっともうほったらかしにするんじゃないで、1か月なら1か月みんなの声を集めて、それを予算付けてちょっとずつ替えていきましょうという動き、市長どうですか。結構ええこと言うてると思いますよ、僕。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 シールが貼ってる「新庄町」、「當麻町」の上に「葛城市」を貼ってくれと言ったんは私なんです。実は、葛城市が誕生して、多分1年目、2年目辺りやったと思うんですけども、まだ葛城市のテントではなくて旧町の名前の、体育祭開いても使ってたようなときです。ですので、新しい市になったんやから、そやから市の名称に変えてください。もうお金がないんやったら上に貼っていただいても結構ですからと申し上げました。それにかかわって、各表示されてる看板も全て旧町名から葛城市の名称に変えていただいた、そのときの名残のシールが多分貼ってあるのかなと。そのときは多分色を合わせてなくて貼られたのかなという思いがあります。議員仰せのとおり、看板は非常に多いです。その当時は、各担当の課に一般質問の中で私がお願いしたのは、もう担当の方が全部市内を回ってください。それで確認してくださいというお話ししました。今回、ご意見いただきまして、再度、その辺、徹底できるようにしたいと考えております。以上でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしくお願ひします。これ多分もう今日帰り、皆さん、車に乗って、ああ、なるほどなと思っただけだと思うんで、ぜひ、これインターネット中継見られてる方もどしどし言うていただいて、もうぜひ必要な看板なはずなんで、意味のないことのないように、市長、よろしくお願ひしておきます。

それでは2点目、待機児童対策についてお聞きしたいと思います。

今、徐々に徐々に、葛城市待機児童対策、僕も4年前からですか、ずっと言い続けて、ちょっとずつ市長先頭にやっていただいておりますけれども、今また更に動いていってるんですけども、待機児童の数とかその考え方というのは、こういう考え方もあるよというのを今日言いたいんです。いろんな委員会とかでも言うてるんで同じようなことになると思うんですけども、こういう考え方で待機児童の対策というのも頭に入れてほしいなという思いで質問

させていただきます。

まず第1点といたしましては、昨年の保育所、保育所に限って言わせていただきますけども、保育所に申し込まれた、昨年でいいです。申し込まれた書類上ですけど、書類の数をお聞かせ願えますか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度の申込みの数でございます。令和3年4月1日現在の保育所申込数は、公立保育所が500人、私立の保育園が523人で、合計1,023人の申込みがございました。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 昨年、全部で1,023人の書類での申込みが来たと、ありがとうございます。

それでは、葛城市には私立保育園、公立保育所があると思うんです。今現在、その書類は、分母ですよ。何人受け入れられたんですか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 令和3年4月1日現在で公立保育所417人、私立保育園は558人で合計975人の受入れとなっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ということは、書類上では1,023人来て、受け入れた数が975人ということは、引き算したら50人ぐらいの待機になるんじゃないかと思うんですけども、これは第1希望に入れなかったとか云々かんぬんであるんで減ると。ということは、大前提50人の子どもらが、どんな理由があるのかはなしとしても、50人が僕の中では潜在的な待機児童やと思うんです、基本的には。でも、やっぱりそこやったらいいですわという方もおられるんで、それは一概には言えないんですけども。次に、葛城市の場合、當麻地区と新庄地区に分けたとすると、當麻地区には公立の保育所、新庄地区には私立の保育園というふうにはっきりと分かれてしまうんです。この受け入れてる人数、地区によって調べてもらってると思うんですけども、お願いいたします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立及び私立の保育所、保育園の新庄地区と當麻地区の割合について申し上げます。最初に公立保育所から申し上げます。磐城第1保育所では新庄地区の方が21%、當麻地区の方が79%、磐城第2保育所では新庄地区の方が20%、當麻地区の方が80%、當麻第1保育所では新庄地区の方が10%、當麻地区の方が90%の割合でご入所になっておられます。また、次に私立の保育園でございます。華表保育園では新庄地区の方が90%、當麻地区の方が10%、浄正院保育園では新庄地区が94%、當麻地区が6%、はじかみ保育園では新庄地区が98%、當麻地区が2%の割合でご利用なさっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 今の数字結構重要なんです。次に、葛城市内に住んでても、他市の保育園に行ってる子どもたちもいてると思うんです。九十何人やったと思うんですけども、いうたら葛城市じゃなくて他市の保育園、どんな事情があるとしても、この割合はどんなものか、何%ぐらいなの

かお願いします、数字と。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 他市に通われている人数と新庄地区、當麻地区の割合を申し上げます。まず、令和3年4月1日現在で他市に通われている人数は93人となっております。新庄、當麻の割合でございますが、新庄地区の方が60人で65%、當麻地区の方が33人で35%となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。次に、待機児童。現在、把握されている待機児童の数は22人となっておりますんですけども、割合ですよ。新庄の方と當麻の方、どれぐらいの割合で待機児童がおられるのか、調べていただいていると思いますので、お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 令和3年4月1日現在の待機児童は22人でした。待機児童の地区別、新庄地区、當麻地区の割合を申し上げますと、新庄地区にお住まいの方が5人、當麻地区にお住まいの方が17人で、割合は新庄地区が23%、當麻地区が77%となっております。そして、待機児童の定義でございますが、例えば市から第1希望のところは入れませんが他の施設ならば入れますよとご案内した場合で、保護者の方が第1希望以外は行きたくない、第1希望が空くまで待ちますよとなった場合は、この場合などは自己都合によるものとなりますので、国の基準では待機児童にはカウントされません。ですので、待機児童数には含まれていないということでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 今のお話で言ったら次の話につながるんですけども、第1希望に行かない人はもういいですよとなったら待機児童にならない。だから僕は新庄地区の待機児童は少ないと感じてるんです。なんでかと言ったら、前も委員会でも言いましたけども、私立の申込みと公立の申込みが別でしょう、うち。意味分かんないんですけど、例えば新庄地区の御所側の方々が申込み、これ3園ありますけど、1園ごとに申し込むわけじゃないですか。そこがあかんかったら、もう次、公立となるわけじゃないですか。ほんなら、例えば忍海地区の方でもいいですし、その御所側の方々が落ちました、駄目でした。次どこへ行きますか。磐城第2保育所と言ったときに、遠いからいいですわと普通はなると思うんです。だから、僕、この私立と公立の申込みのずれが全く意味が分かんないんです、前から言ってるんですけど。明確な答えもあんまり返ってきてないんですけども、その質問も後でするんですけども、當麻地区、新庄地区関係なしに、私立の保育園に行きたいという方がなぜか僕は体感としては多いと思ってるんです。でも、前の一般質問でも僕、言いましたけども、もう私立と公立のサービスはできるだけ合わせていきたいというふうにおっしゃってたんですけども、どうですかね。私立と公立のサービスの違いというのはそんなに明確にあるもんなんですかね。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 葛城市では、保育事業の発展と向上を図ることを目的に、市内の公立・私立の認可保育所の所長、園長や保育士をもって構成いたします葛城市保育協議会とその下部

組織である葛城市保育士部会を設置しておりまして、行事の調整や保育研修会などを実施して、保育の均等化と質の向上を図っているところでございます。提供するサービスの違いにつきましては、園児をお預かりする時間や通園方法、給食やおむつの処理など各園に違いがございまして、私立・公立とも、保育料は同じですが、その他に徴収される費用について各園で違いがあるところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そういう意味じゃないと思うんです。例えば、僕もうずっと言って、この前やっていたんですけれども、私立の保育園、これ多分皆さん何回も聞いてはるから何回も言うて申し訳ないんですけど、私立の保育園の運動会やったら、もうカメラマン来てばしゃばしゃ撮るわ、ネットで買えるわ、DVDも撮ってるわ、なんですけど、公立保育所の運動会へ行ったら、もうみんな親御さんが頑張って撮って、あれっ、カメラマンはと、いませんよと。これがサービスの違いやと思います。前回は僕、おむつの処理についても聞きましたけども、これは僕の知り合いとかの方のちっちゃい声なんです。だから、もっと現場へ行って、私立と公立どう違うねん、何でそんなに違うねん。もうそれは地区によったら公立のほうがいいという方もおられるんやけど、できるだけ合わせてほしいなと思ってるんですけど、これからそういうところの声を拾い上げるような動きをしてほしいんです。全然一緒に同じぐらいやってますよと、明確に今なんかふわっとした答えやったんで、それをちょっとやっていただきたいんです。それで、もうカメラ、運動会に来てもらって、これどうでしたか。業績というか、好評でしたか。これやっていただいて、どうでしたか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 今年度から写真撮影を業者委託しております。運動会における申込み件数ですが、各園100件から200件でございまして、ほぼ皆さんがご利用されていたということでございます。コロナの影響で入場制限をしていることもあり、業者委託による写真撮影は保護者の皆さんに好評であったと聞いております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ね、そういうことなんですよ。それを、もっと数多くやっていただきたい。だって、これ好評やったということは、ぶっちゃけ市からお金入れやんでもできたという話でしょう。そういう知恵で行ける話をこれからもやっていただきたいんです。さっきも言いましたけど、私立と公立というのも、新庄地区と當麻地区にばきつと分かれちゃってるんですけども、いまいち分からないのが、申込み時期の違いなんです。さっきも言いましたけども、先ほどの数字でも、私学に行きたいという強い要望のお父さん、お母さんがおるんか分かんないんですけども、新庄地区に當麻地区の方が行って、新庄地区に待機児童、これ年代別に出してないから一概には言えないんですけども、という現象が、そこから新庄地区で、第1希望に行けないから待機児童になった数が今おっしゃったぐらいおられると。もっと言ったら、最初に待機児童は僕から言うたら50人ぐらいおるんやけど、第1希望じゃないから減っていったら22人、でも他市に行ってるのは93人。これ合計して考えたら、やっぱり全部を同時に申し込んでいただいて全部管理しやっていかんと、意味分からんことになると思うんですけど、

やっぱり私立と公立の申込みの時期は何でこんなに違うんですか。それ、ちょっとお聞かせ願います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立と私立の入所申込みの時期の違いでございます。令和4年度入所のための申込み受付期間は、公立保育所と公立認定こども園及び小規模保育所につきましては、10月4日から10月8日まで、私立の保育園につきましては10月2日でございます。例年、市内の私立保育園3園に申込みをされて入園ができないという結果であっても、もう一度公立保育所に申込みができるよう、また申込み期間外として公立保育所入所審査会において不利とはならないよう配慮いたしまして、申込み期間を設けているところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 その理論で行くと、當麻地区に私立の保育園が2個あって、新庄地区に保育園が2個あって、公立の保育所が當麻地区に1個あって新庄地区が1個、これやったら意味分かると思うんです、僕。じゃなくて、まあまあええですわ、次行きます。それやったら意味分かるんですけども、じゃないじゃないですか。だって、御所市の側の人たちとそれ当てはまらないでしょう。だからそこを変えてほしい。だから、今回は僕、何が言いたい、こういう考え方を次に取り入れてくださいということなんです。公立と私立の申込みは一括して受けれるもんなんですか。どっかほかの市でやってるところはないんですかね。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 一括して受けておられるところでございますが、奈良市や生駒市、大和郡山市、天理市などの市が待機児童対策として一括して申込みを受付なさって利用調整をされているとお聞きしております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 僕もそのほうがいいと思う。やっぱり一括して、分からないですよ、その先は多分こうがちゃがちゃ議論しやなあかん、ぶつからなあかんところはあると思うんですけど、やっぱり公平に見るためにはそういうふうな、まず一旦受けて、そこから園長らと揉むみたいな形にしないと、この数字見てもやっぱりちょっと意味分かんないんです、僕。他市に行ってる子どもら93人いてるわけでしょう、他市の保育所。まあまあ通学路とか、そういう云々かんぬんの話があると思うけど、僕は違うところにも問題があると思うんですよ。そしたら、今後、今いろいろと協議会とかでも當麻地区に保育施設を造りましょうという話になってると思うんですけども、これ、何造るか分からないですよ、今のところ私立という話になってると思うんですけど、これは申込み時期はいつになるんですか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 現時点で何も決まっておられません。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら、その保育施設はどの場所に造る予定、今のお話を聞いて、どの基準で造られるんですか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こちらにつきましても、現時点で何も決まっておられません。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ということは、まだ決まってないということは、今から決めれるということなんで、先ほども最初に言いましたけども、この考えを取り入れていただいて次に動いていただきたい。ちょっと話はずれると思うんですけども、奈良文化幼稚園ありますよね。あそこが認定こども園という話がこの前ちらっと出たんですけども、その辺も考慮されてるんですかね。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 奈良文化幼稚園というところで、私どもも聞き及んでおります。令和5年4月1日から幼稚園型の認定こども園を計画されているとお伺いしております。受入れ人数につきましては、0歳児が3人、1歳児が6人、2歳児が6人、3歳から5歳はそれぞれ51人で、合計で168人の受入れを考えておられると聞いておりますので、そちらも考慮の1つに今後入れさせていただきたいと思っております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 分かりました。この考え、部長はある程度分かっていたと思うんで考慮に入れていただいて。そもそもなんですけど、これ最後に市長にお聞きしたいんですけども、ちょっと副市長は黙っといてくださいね、今回は。市長をお願いします。副市長はまた用事があるときには言いますから。今、協議会云々かんぬんで、この一般質問等々でこれから、今まで市長も待機児童対策を一生懸命やっただいて、そこはもう感謝しているんですけども、更に次のステップになってると思います。僕、今言うたことも的外れやったところもあるかもわかんないんですけども、そういう考えもあるんじゃないかなと僕は思ってるんですけども、そもそも今、この協議会等々でいろんな話してるんですけども、何を造るかが僕、明確じゃないんです。分からないんですよ、今。例えば、認定こども園と言われたら校区の問題もあるしという話に踏み込まないかんのですけども、言うても僕には議決権しかないんで提案とかしかできないんですけども、協議会等々で配られてる資料を見たら、もうスケジュール的にそろそろ何をどういったところに造っていくとか云々かんぬんというのは市長の口から聞かないと、僕らは議論のしようがないと思うんですけども、市長、その辺はいつのタイミングでどこでおっしゃるのかというか、タイムスケジュールを見る限り、この議会である程度ずばっと決めないとあかんような気がするんですけども、その辺いかがですか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 だいぶ当初の予定よりか短うなりましたね、内容がですね。予定のことをおっしゃっていただいております。この待機児童の問題というのは数年前から取り組んでおりまして、今年からは待機児童対策室を別に立ち上げて、もう最終的な解決に持っていくという段取りで行っております。その一環の第1弾といいますか、それがあつた種、小規模保育所であつたり、第2弾目が認定こども園であつたり、それと第3弾目を今準備しているところだということは、第3段階でというお話は一般質問の中でもさせていただいたところでございます。

スケジュールのことですが、この12月議会の厚生文教常任委員会の中で、特に老朽化の激しい磐城第1保育所と當麻第1保育所、2施設の方向性と今後のスケジュールにつ

いて説明をさせていただき予定としております。よろしくお願いいたします。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら、そのときにまた皆さん、活発な議論を用意していただいでやっていただきたいなど、僕も踏まえて。

そしてもう一つ市長にお聞かせ願いたいんですけども、待機児童対策、市長の5万人チャレンジというのも一時期ありましたけど、人口を増やすという意味では私も全く同意見なんですけども、やっぱり若い世代の方々が来ていただかないとあかんと思うんです。この前、僕、宇陀市の方にお話したんです。その方も5歳の子どもがおって、葛城市はめっちゃ子育てしやすいんやろうと言われたんです。えっ、そこまで届いてんみたいな。何でそんな聞くのと聞いても、僕あんまりびんと来なかったんですよ、そのとき。何でそんな噂、噂じゃなくてやってるんですけど、もちろん。でも、皆さん言うんです、子育てしやすいまちやと。おっしゃるとおり、やっていただいでることはやっていただいでます。でも、僕からしたら、待機児童も出てるしというところもあるからびんと来ないんやと思うんですけども。昨日、吉村議員からもちよつと質問あったと思うんですけども、市長の昨日の答弁やったら平等にという話なんで、平等にサービスを提供していくというのはそれはそうなんですけど、やっぱりこれからは子どもたちの教育、子育て支援というのをしっかり力を入れて、葛城市の若い力を付けていただいで、これからの対策をしていくという動きは絶対に今のうちから必要やと思うんですけども、それを満遍なくざーっとやるというのも分らないんです。他市の状況とか見ても、やっぱり子どもたちにお金を使っていく、教育に使っていくという市も多いと思うんですけども、市長のお考えですよ。この子育てしやすいまちづくりと言われてるんですけども、さらにさらにという話になると思うんですけど、今、何か、市長、満遍なくじゃなくて、子育て部門ではこれからこうやっていくというのは、市長ありますか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 満遍なくと申し上げたのではなくて、行政としての税の考え方についてを申し上げたところでございます。税収も含めまして税は公平でないといけない。それと税の配分は公平でないといけない。それが行政の第一の基本になるということを申し上げました。ただ、市民第一のまちづくりの中で、子育てしやすい教育に関する部門は、実は第1項目に挙げておる7つの中で一番最初に挙げてる項目でございまして、1期目のところから力を入れていただいでおります。その評価が近隣の皆さん方、かなり近隣もはじめまして奈良県内外からも葛城市が非常に子育てしやすい住みやすいまちやという評価をいただいでおるところでございます。ある種、ブランド化がほぼ出来上がってきたのかなという認識を持っております。

その取組といたしましては、言えば多分切りがないと思うんですけども、18歳まで医療費の無償化、これは市では多分全国では初めて取り組みましたし、今現在も建設をしております各小学校区の児童館の建設、整備、それから学校施設に当たってはクーラー、体育館施設もクーラー入れたんですけど、そういうふうな環境整備も実はソフト事業とハード事業を含めた中で対応しているところでございます。また、学童の保育料はこの近辺ではないぐらい

安い金額でお預かりをさせていただいているところでございますし、保育所の確保につきましても、時給の引上げや魅力ある職場づくりを推奨しながら待機児童の解消に努めておりますし、また先ほど申し上げましたように、本年からは対策室を設置いたしまして、待機児童を解消する保育ニーズに応えるための施策を実現化しているところでございます。

子育てしやすいまちというのは、全てそれをクリアしたいという思いはあるんですけども、なかなかその計画して、それが待機児童解消に当たりましては、正直な話を申し上げまして、もう複数年かかっております。今の現状に来るまでに約2年から3年かかっておりまして、更に次のステップを考えますと、あと2年ぐらいは必要ではないかというぐらいのスケジュールの中で取り組んでおるところでございます。それと、やはり財源というものもございまずので、どういう財源の使い方ができるのか、それもこれからまた議論いただきますけども、公立であるのか私立であるのかということも含めまして、行政としてこのやり方しかないとは申し上げませんが、このやり方のほうが全体の財政のバランスからすれば好ましいのかなというような案も準備しておるところでございます。

これからの取組といたしましては、魅力あるまちづくりをしていく必要がある。子育ては当然、先ほども申し上げましたように1番の項目に挙げておりますので、関西県内でも人口が増えている市はその点は非常に手厚くされておるところが人口増になっている、まさに葛城市もそうであるというところでございますので、その辺は税の大前提の部分はあまり侵さないながら、子育て部門、教育部門、特にそれから子育てしながらでも歳を重ねていきますので、いろんな福祉部門、ソフト部門も含めましてつくり上げていきたい、それが市民第一の住みよいまちづくりになるのかなと私は考えております。以上でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。その他市から来られる方、葛城市に来られて、他市から来られたらやっぱり、前おったところはどうやったのにというふうになるんです、どうしても。それは市長おっしゃるとおり、もういろんなことをやっていただいているのは分かるんですけども、この山麓公園もやっていただいて、それも喜んでおられる方々の声も聞いてます。先ほどのカメラの件でもそうなんですけども、やっぱりちょっとしたサービスでぐんと変わるといっているんですけども、前から言っているみたいに、大きいお金がかかることはそうなんですけども、お金かからずにアイデアだけでもできることってもっとあると思うんです。だから、皆さん、アイデア出し合っていただいたらいいと思うんですけども、これからそういうふうなことをやっていただくのを前提に、この待機児童ですよね。他市から、葛城市住みやすいまちやと行って来たのに、保育所へ入れませんって、もう意味分かんないんですよ、やっぱり僕は。そのときにちゃんと考えた上でこうやってつくっていくというのは、これから今からやっていくわけなんで、皆さんのアイデアを踏まえて、取りあえずは2年、3年かかると市長おっしゃったんですけども、できるだけ、今もやっていただいていると思うんですけど、やっぱり子どもを待機児童なしにする動き、一番最初、待機児童対策室ができたときに副市長はゼロを目指しますと仰っていただいたんで、もちろん目指していただいていると思うんですけども、しっかりやっていただきたいと思います。

本日の私の一般質問は以上とさせていただきます。ご答弁いただき、ありがとうございました。

以上です。

川村議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。私は、今回2点質問いたします。先ほど、午前中の最後に杉本議員から子育て支援の問題、それから待機児童解消の保育の在り方の問題、その2つについて質問がありましたけれども、私もそのテーマで今回質問したいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

これよりの発言は質問席でさせていただきます。

川村議長 谷原一安議員。

谷原議員 それでは、早速質問させていただきたいと思っております。まず最初に、子育て支援のさらなる充実を目指す取組についてであります。現在、政府や地方自治体の子育て世帯への支援に重点を置いた施策を本当によく取り組んでおります。その背景には、日本の人口減少に対する強い危機感があります。結婚、出産はあくまで個人の問題ではありますが、しかし結婚すること、子どもをもうけることを、平成27年の調査では9割の若い方が望んでおられるんですが、経済的な環境や社会環境のために、結婚を躊躇したり子育てをあきらめたり、希望をかなえることができない人が多くいる現状があります。

政府は、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいて、合計特殊出生率の数値を具体的に挙げて、今後の日本の人口減少の推移を推計しております。これによりますと、2008年に1億2,800万人余りの人口をピークとして毎年減少していき、2100年ですけれども、このときにはもう6,000万人を切ると、さらにはそこからまた更に加速して、放置すれば日本の人口は4,000万人近くになるというふうに、これは国の調査機関で発表してるわけですが、これを何とか政府は2100年でも9,000万人余りの人口にするために合計特殊出生率の目標を設定して、そのための引き上げる施策をやっているわけでありまして。

そこで質問いたしますけれども、葛城市においては、この合計特殊出生率についての目標はあるのでしょうか。また、葛城市の現在の合計特殊出生率の現状はどうなっているかお伺いいたします。

川村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。合計特殊出生率の件でございますが、令和2年3月に策定いたしました葛城市人口ビジョンに記載されております葛城市合計特殊出生率

は、令和2年の1.71から徐々に改善、上昇し、令和22年までに国が目標数値とする2.07になることを想定して設定されております。この数値は、あくまで葛城市の人口ビジョン策定のために、国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠において仮定されている年齢別出生率を前提に、国勢調査人口に基づき算出した1.71という数値を令和2年の出発地点として設定しているものでございます。

次に、本市の合計特殊出生率の現状ということでございますが、本市の市民窓口課が推計人口調査の人口及び保健衛生統計データ、そして人口動態統計の出生数の数値を基に算出したしました本市の合計特殊出生率を申し上げますと、平成29年度が1.56、平成30年度が1.57、令和元年度が1.54となっております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 政府の人口の目標、2040年の時点で2.07%、これだと人口が2100年時点でも9,000万人余りで均衡状態を保って、それ以降、人口が減ることはないという数値目標なんです。そこへ段階的に引き上げていくということですけども、今、部長がおっしゃったように、葛城市、これは奈良県でも香芝市について2番目に高い合計特殊出生率になっておりますけれども、それでも1.54%、1.56%、1.57%なんですね。これについては、今後、本来2020年で1.65%、更に2025年で1.7%引き上げていかなければならないわけです。つまり、今と同じ施策をしてたら引き上がらない。そうすると、当然、日本の将来の人口が急速に減少し、地域社会を維持していくことも大変になってくる。国内市場も縮小して経済も縮小する。さらには、私も調べて驚いたんですが、高齢化率が下がるのかと思ったら、むしろ人口は減っても上がっていくんです。そうすると、人口減少の中で本当に働いてる世代、大変な社会がこうした推計の中に出てきたわけですね。

実は、奈良県におきましても、令和元年度第2回奈良県・市町村長サミットの資料に、地域差から考える少子化克服の課題として、奈良県福祉医療部こども・女性局が少子化の要因を5つ挙げて、子育てを支える家庭・地域の支援体制についてかなり調査をしております。といいますのも、この地域で子育てを支えるということが、合計特殊出生率を上げる上でかなり高い相関関係があるということを明らかにしているからであります。葛城市は、その点では子育てしやすいまちと保護者から評価を受けているわけですけども、この中身について今日は質問してまいりたいと思います。

私も、実は、葛城市は子育てしやすいまちだと聞いておりましたし、また日本共産党の近隣の議員からも、葛城市、どんどんうちの市の若い世代が葛城市に移り住むと。聞いてみると、葛城市は公共料金が安い、ごみ袋代もただ、水道料金も安い、給付も充実してる、そして子育て支援が充実してる、これを言うんだと。そうやって集まってきてるというふうに聞いてましたし、それから葛城市の住みよさ、ランキングが関西でも上位になりました。

「ちちんぷいぷい」というテレビ番組の中で話題になって、葛城市は奈良県のどこにあるんやと。皆、知らないと。行ってみようということで、尺土駅に降り立ったレポーターが、何もないなど。コンビニもないなど。それで降りて、通りが掛かっている若いお母さん、それが

からお母さんに、葛城市のどこが住みやすいんですの。お二人とも出てくるのは、水道料金が安い、子育てしやすいまちですと。

先ほど市長が言ったように、ブランディングですね。ブランド化してるというふうなことになってるということなんですが、実は、日本共産党の葛城市委員会は、今年の3月から5月にかけて住民アンケートを実施しました。これは全戸に配付して郵便で返してもらうという方式なんですけど、返ってきたアンケートを見て、私、大変驚きました。というのは、葛城市は子育て施策が充実してないという声が20代から30代の女性からかなり返ってきたんです。1つ紹介しますね。上の子と下の子の子育てが大変だが、市の産後ヘルパーが土、日、祝は休みで利用できない。平日は幼稚園等で上の子は日中いないが、休みの日が大変だけど手伝ってくれる人がなくて困っている。こんな声なんです。奈良県の中では、土日に、あるいは祝日に、産前産後ヘルパーを派遣してる自治体はあるんですね。そこで葛城市の現状はどうなってるのか、この点について確認したいと思いますので質問いたします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの産前産後ヘルパーの土日利用についてお答えさせていただきます。産前産後家庭支援ヘルパーにつきましては、現在、5人の方に登録していただいております。支援員5人で対応に当たっております。また、支援員だけで回らないときは、こども・若者サポートセンターの職員も対応しているところでございます。支援員の確保につきましては、葛城市のホームページや広報かつらぎを通じて募集を行っておりますが、市民のニーズに合わせて申請者の希望に応じた派遣になるため、常時の雇用は難しく、支援員の確保が困難な状況の中でございます。現在、利用できる時間につきましては、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時から午後7時までの間で、土日の利用につきましては人員の確保が難しいことから事業を行っておりません。引き続き支援員の募集に努め、利用を希望される市民のニーズに応えることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 支援員の確保はできないということでありまして、これ、実際にヘルパー、支援の内容はどうなっておるのでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 昨年度は250時間の利用実績がありまして、うち248時間が育児支援での利用、残りの2時間が家事支援での利用でございました。ニーズのほとんど、約99%が育児支援となっております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 今、お話のあった育児支援と、それから家事支援と2つあるんですね。実は、平日の場合はお子さんが、今ありましたね。幼稚園とか保育園に通っておられる。家事ができるんですよ。ところが、土日はお子さんの面倒見なければいけない。家事がしにくいんですよ。だか

ら、今あった平日は育児支援が多いです。家事支援は少ない。だから、家事支援が土日ないと思ったら間違いなんです。よその市町村も、土日祝の支援は家事支援をやってます。そうすると、支援員の方が子育てについてのノウハウとか、そういう子育ての、子どもを預かるんですから支援員という確保になるんですが、そうでなくても家事支援であれば何らかの形でできるんじゃないですか。いわゆる支援員という、要は子どもを預かるための特別に必要なノウハウを持った人以外でも家事支援はできるんじゃないですか。これ、他の市町村でもやってることですから。この点についてどうお考えなのか。ぜひ、私は実現していただきたいなと思ってるんです。といいますのは、アンケートのほかの方はこう書いてるんです。葛城市は子育て支援が充実していると聞いたのですが、そうとは思えません。産婦人科がなく、遠く離れたところに行かなければならないので、時間と経費がかかり大変ですと、これは妊婦の方の声なんです。先ほど言ったように、産前産後ヘルパー、これ、土日祝ないと。何とかしてほしいという声があるんですよ。これについてやっぱりしっかり応えていただきたいと思うんですけれども、少なくとも家事支援ぐらいから始めていただけないものかと思いますが、ご意見をお伺いさせていただきます。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 家事支援について、できるのではないかというお問い合わせでございます。県内の他市の状況を見ても、家事支援につきましてはシルバー人材センターや民間事業者にご依頼を、委託をされて実施しておられるところも若干見受けられるんですが、ただし、そちらも平日のみとお伺いしておる状況でございます。土日利用につきましては、葛城市のニーズの動向も見極めながら研究してまいりたいと思います。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 人を手当てする問題ですから、これはもう行政のほうで研究していただいて、ぜひ本当に期待して、子育てのまちと聞いたけれども、こういうところがあるということ認識していただいて、ぜひ改善をしていただけたらと思います。

さて、次に移りますけれども、先ほど奈良県の市町村長サミットの中で紹介された、これは県のホームページに出ておりますけれども、社会的つながりがある地域は合計特殊出生率が高い、子育てしやすいということなんですけれども、それで子どももたくさん持ちたいという願いがかなえられるということなんです。これは今、政府は中学校区ごとに地域で子育てを支援する拠点を置く、いわゆる地域子育て支援拠点事業というものを進めております。葛城市でも2つ中学校がありますから、1つは健康福祉センターですね。この中に子育て支援センターを置いて、子ども広場も設けて、そして當麻地区では磐城児童館にこの拠点を置いて様々な取組をなさっておられます。これはもう皆様ご存じのとおり、市の広報に毎月、コピーを持ってまいりましたけれど、毎月どういうことをやっているかという案内、募集があります。これ、毎月載ってるんですね。カレンダーも載っております。そこには、つどいの広場、これは広いところでちょっと遊具が置いてあって、保育士さんとか支援員の方がお母さん、お子さんと遊びながら一緒に過ごす、あるいは絵本を読んだり、そういうところですね。それから、行事としてお話を楽しむ会とか、あと、おでかけ広場と、これはほかの

ところで広場活動をやるということですが、そのほかに年齢別つどいということ、2歳児のわんぱくルーム、1歳児のひよこルーム、親子の子育て教室をやっておられます。この親子の子育て教室で週2回取る、子ども広場の活動で週3日取る、土日はお休みなんですね。そうすると、働いてるお母さん方、今、共働き世帯が7割、子育て世帯が全国的に7割になってきておりますから、葛城市も似たようなもんだと思うんですが、全然これ参加できない。保育所へ預けている方、例えば1歳から保育所へ預けられたら、もう全然参加できない。そうすると、お母さんの横つながりがなかなかできないんですよ。それを求める声が結構あるんです。

ぜひ、この点、どうなってるのかということなんですけれども、こういう声がありました。子育て支援が充実してない、子育て講座が少ない、子どもと楽しめる催しも少ない、未就園児が行ける施設がない、河内長野市のあいっく、大阪狭山市のUPっぷのような保護者が交流できるようなところがほしい。こんなアンケートがあったもんだから、私も非常に驚いて、この河内長野市の子ども・子育て総合センターあいっくに行ってみました。これは近鉄河内長野駅の向いの商業ビルの5階のフロア全て、広いところでしたけれども、支援センターを置いて受け入れているわけですけども、入りますと、広いフロアにたくさんの遊具、大型遊具もあるし、それも年齢の違いで分けてるんですね。入ってこられた親御さん、子どもが小さいのでとことこと目を輝かせてその遊具のところに行かれます。さらには、ここでは当然、子育て教室もやっておられますし、それからお楽しみの行事もやっておられるし、相談活動もやってる。これはもう葛城市と一緒になんですけれども、毎日オープンしてるんです。毎日なんですよ。年末の何日かはお休みしたりしてはおられますけれども、さらには発達課題のあるお子さんの通年のプログラムまで別の部屋で用意されてるんですね。さらには、親同士がつながれるように、5人以上希望すれば、つまり親子教室で仲良くなったお母さん方5人以上希望すれば、その中に別の部屋にサークルとして登録していただいて、雑談するなり楽しむなり、そのサークル活動にも提供されてるんです。さらに、市内の子育て世帯の約9割近い世帯が登録されてるんです。LINEで情報を送ってるんです。

私、こういうのを見まして本当に驚きました。それで平日と土曜の利用者の違いを聞いたんです。そうすると、平日は保育園に入るまでの親子の利用が多いと。でも、土日の利用は、保育園に行っている、平日は保育園に預けてお母さんも働いて、お父さんも働いてる。土日にほっとできるところが欲しい。保育園へ入る前に遊びに行ったこのセンターに来て、子ども広場へ来て遊ぶ。お母さんは子育ての悩みが、なかなか今、保育所はばたばたして、お母さんも一生懸命仕事終わって迎えに行って帰ると、なかなか相談する時間がない。ところがここへ来て、子どもを遊ばせながら、そこにおられる方、保育士さんもいますし、支援員の方にもお話しして、そしてほっとする。さらにすごいのは、一時預かりしてくれるんです、子どもを土日、短時間、有料ですけどね。これ聞きますと、子育てママは、美容室に行く時間がないんだそうですよ。平日は働いてる、帰ったら子ども、土日も子どもを預かってる。だから、ここへ来て子どもを遊ばせながら、予約して預けて美容室に行ったり買物に行ったり自分の時間が持てる。大変お母さん方はほっとするし、周りに支えられているという、本

当に温かい空間をつくってはるんですね。実は、これ先進事例だと思います。非常に優れている。財政的にもかなり使ってるんだろーと思います。市の規模も違います。しかし、私が思うのは、子育てしやすいまちとして評価されてると思って、そして現在の状況に安住してたら、ほかの市町村は努力してます。親御さんも様々SNSで情報が飛び交ってるし、あそこはよかった、こうなった、それを取り入れて市も改善するということが出てくるでしょう。だから、私はもっこの子育て世帯、充実、今の現状にしてたら私は駄目だと思ってるんです。

そこで質問いたしますけれども、まずは土日に子ども広場が開設できるように計画を立てていただく、あるいは教室を開いていくように計画立てていただく、このことはできないでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 葛城市では、子育て中の親子を支援するため、子育て支援センターと磐城児童館におきましてつどいの広場などを開催しまして、子育てにおける保護者の不安や悩みを解消するために子育て支援員が日々対応しているところでございます。また、令和元年度に実施いたしました第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査、アンケートの結果を踏まえまして、子育て世帯のニーズと希望を取り入れる形で、令和2年度から事業の実施回数や実施曜を増やすなど、子育て施策の支援のさらなる充実を図っているところでございます。また、施設面では老朽化が進んでおりました連携施設の磐城児童館におきまして、タイルカーペットの敷き替えや幼児用トイレの設置等を行いまして、子育て支援センターと同様の快適な遊び空間を整えさせていただきました。また、サービス面につきましても、職員の交互配置と交流の促進、職員研修会を実施しまして、新庄の拠点施設と當麻の連携施設のどちらをご利用いただきましても均等なサービスを提供できるよう、質の向上も図っているところでございます。

かねてからお問いただいております土日開設につきましては、実施場所と人員の確保の課題がございます。子育て支援員となるには、保育士資格や子育て支援員研修を受ける必要もあり、安定した人員の確保が課題となっている中、土日開設には更に人員の確保が必要となってくるところでございます。しかしながら、せめて月のうち1日でも土日開設ができないか、実施場所も含めまして現在、担当課で検討を重ねているところでございます。こちらにつきましても、引き続き支援員の募集と安定確保に努めまして、利用を希望される市民のニーズに応えることができるよう努めてまいりたいと思います。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。担当部課でも、それから支援センターでも大変よくやっていたらと私は思います。それが、葛城市は子育て支援いいよという評価につながってきたんだと思うんですね。しかし、市民が利用する施設、図書館、中央公民館、体育館、これ土日やってますよ。市民が普通に使えないとあかんじゃないですか、公平に。ところが、子育て支援センター、共働き世帯が排除されてるというふうに言われても仕方ないんじゃないですか。これ、大変不公平ですよ。私、これもっと真剣に考えるべきだと思います、何のため

の施策か。やっぱり共働き世帯が全国的に7割になっているわけですから、そこをちゃんと対象とした子育て支援をやらないと、私は葛城市の評価は落ちると思います。実際、落ちてきてるんですよ、アンケートを見ても。そういう方が出てきてるわけですから、そういう方が若いからSNSで広げるわけですから。私、これちょっと真剣に捉え直してほしいと思っております。

さて、合計特殊出生率を上げていくためには経済支援が欠かせないんですけども、この点について、昨日もこの子育て支援に関わる、教育の支援に関わる予算についてもいろいろと質問があり、市長も答弁されましたけれども、この点についてはちょっと時間が押してしますので、申し訳ありませんけれども、様々な給付事業を議員が要望されてきましたけれども、それがどうかということをお聞きしようと思いましたが、これちょっと割愛させていただきます。

ただし、1点だけ申し上げたいのは財源の問題です。実は18歳までの医療費の無償化ができたのは、奈良県国保一元化で、葛城市は毎年1億4,000万円余り、毎年ですよ、国保特別会計に国保税を抑えるために入れておりました。それが、奈良県国保一元化で要らなくなったんですね。使わなくて済むようになった。浮いたわけです。それで国保財源を強化することもやりましたが、そういう財源をぜひ医療費関係に使ってほしいという願いもあって、市長の従来の方針でありました、これは全国に先駆けて市が取り組むことができたわけです。子育て支援だってお金が要る。梨本議員がおっしゃいましたけど、資源ごみ収集の随意契約から入札にすることで毎年7,500万円浮くことになりましたよね。これは、中学校3年間の給食費を無償にできるぐらいのお金なんです、毎年ね。だから、私は入札改革ということをするさく言ってきました。これは、やっぱりしっかりと入札契約、安くいいものをとという努力をいただいて、そしてこれを重点的に施策に使っていくと、そのための入札改革契約だということをおはぜひこれ魂を入れて財源を生み出すということで、この面についてもぜひ考えていただきたいと思っております。

さて、次に保育の待機児童の問題について質問してまいりたいと思います。実は、待機児童の解消の問題について、午前中の杉本議員の質問に市長がお答えになりました。要は、第1段階、第2段階、第3段階、手立てを打ってきておりますということです。それぞれ、その段階について疑問点がありますので質問をしてまいりたいと思います。待機児童の解消の見込みについては、先ほど杉本議員の中でもありましたので割愛しますが、最初にお聞きしたいのは小規模保育事業の件なんです。葛城市は待機児童をなくすために、2歳までのお子さんを預かる小規模保育所を當麻地域に1か所、新庄地域に1か所設けることで、4月から開始をするということで募集しております。これは、2歳までしか預かることでできませんから、3歳になったらほかの保育施設に移ることになるんですね。その受入れについては連携施設を設けることになってましたけれども、規制緩和で市長が責任持ってこれをちゃんと選定していくということで小規模保育所開所になったわけですが、この小規模保育所の3歳児の受入先はどうなってるかお聞きします。

川村議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いたします。

先ほどのご質問の小規模保育所の卒園後の受入先についてでございます。現在は葛城市立の公立の保育所及び葛城市立の公立の認定こども園、こちらのほうに優先的に入園できるようにということで考えております。なお、卒園後に私立の保育園など、公立以外の保育園を希望される場合は、希望される園と調整はさせていただき所存でございます。ただ、受入先の事情によりまして受入可能かどうかというのは状況が変わってくると思いますので、明言はできません。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 私立においても調整はしていただくと。ただ、私立も0歳、1歳、2歳と上がってきますから、そこで受け入れるかどうかというのは目いっぱい受け入れていただいているのでなかなか難しいかもわからないけど、それは調整しますということでありました。これは確認ですけども、公立保育所というのは當麻地域に保育施設という形で、認定こども園も含めて保育所ということで、この保育施設は當麻地域のみに3つですね。3つあるわけですよ。新庄地域は全部私立ということになるわけです。私が懸念してますのは、新庄地域の小規模保育所に入られた方は、結局、新庄地域は私立しかありませんから、この方が當麻地域の3つの保育施設のいずれかに受け入れられていくということになるわけです。そうすると、保育所というのはやっぱり家に近いところにあるほうが、これは職場と自宅と保育所と3つの関係が出てきますので、これは毎日の生活ですから、これが私、大変懸念しております。本来やったら新庄地域で入りたい人は新庄地域でということが望ましいんだろうと思うんですね。これについて、今後、保護者のニーズを捉えて、ぜひ何らかの改善を努力していただきたいと思うんです、利便性ということを考えて。このことについてはお願いしておきます。

次に、磐城認定こども園について質問いたします。この4月から磐城小学校附属幼稚園が磐城認定こども園として新たに開園することになりました。認定こども園は従来、幼稚園の教育を受けてきた1号認定の園児と、保育を必要とする2号認定の園児が同じ部屋で生活するということになります。実は、この認定こども園というのは、私どもの党としては、保育無償化が先行したために保育ニーズが高くなって、この保育を受け入れる先がなかなか困難になってくる。一方で幼稚園教育を受けるニーズが減って定員が空いてくる。したがって、幼稚園に空いた定員のところを保育児も預かって、そうすると施設建設の費用もかかりませんし、財政負担が低くなるから。そういうこともあって全国的に少子化のこともあって、幼稚園と保育園を統合する形でこの認定こども園が増えてきたと思うんですけども、あまり私は、わが党も好ましいとは思ってないんです。今、保育の切迫した状況がありますから、やむを得ない形でやっておられると思うんですけども。問題は保育と幼稚園教育と全く別物を1つにすることでいろんな問題が起きてるんです。これ、全国の先行事例がたくさん起きてるんですね。葛城市においては、それについてどう対応するかということについて伺いたいんですけども、まず最初に、これ杉本議員も質問されたところなんですけど、4月に開園する磐城認定こども園の定員ですね。内訳を具体的に、つまり1号認定の子何人、2号

認定の子何人かということをお教えいただけますか。

川村議長 板橋子ども未来創造部理事。

板橋子ども未来創造部理事 磐城認定こども園の定員でございますが、1号認定は100人、2号認定100人という設定でございます。次年度の見込みにつきましては、1号100人、2号40人で見込んでおります。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 初年度は100人、100人と。次の年が100人に40人ですか、1号認定、2号認定そういう感じですね。これ、どういう問題が起こるかということ、1号認定、幼稚園の教育を受けてた子は夏休みがあります。土日があるんですね。午後2時からもう帰ります、帰宅する。ところが2号認定の、従来保育を受ける、保育を必要とする園児は夕刻までお母さんが迎えに来るまでおるし、それから夏休みはないです。それから、土曜は当然預けることもできるわけですけれども、そこでいろんな問題が起こるんです。行事をどうするかとか、あるいは生活時間帯が違うことによっていろいろ起こる問題とかということが報告されてますが、私は行政課題として給食の問題を取り上げたいと思ってるんです。と申しますのは、この給食の問題、これまでもお伺いしてきたところですけども、認定こども園では給食は、これは幼稚園と同様、あるいは小・中学校と同様、学校給食センターから配膳されることになってますよね。そうすると、夏休みはどうするのかと議論してきました。これは外部委託の業者、デリバリーで行いますと、なんですね。ここまでは今、来てるんです。しかし、災害時、例えば台風が来ます。朝、警報が出ます。12時頃、台風が暴風雨で通過する。当然、学校はその日に休校を判断しますね。学校は休校ですから、幼稚園は休園になります。当然、認定こども園の1号認定の子は帰るんですよ、多分。ところが2号認定の子は、保育はコロナのときだって開いてたんですよ。長期に小・中学校がお休みになっても保育園は開けないとあかんのです。だから厚生労働省管轄なんです。これ、働く親御さんのやっぱり厚生労働なんです。まさに。だから開けとかなあかん。台風の時、これ突然ですよ。こういう場合はどう考えておられるか、これはデリバリーですか、学校給食センターですか。学校給食センターは閉まります。これ、認定こども園で2号認定を受ける子は100人とか40人とかおっしゃってたけど、じゃあほかの保育所、私立、それから磐城第1保育所、當麻第1保育所どうなってるか。自園調理ですよ。保育は原則自園調理なんです。何としても預かっておかないとあかんから、自園で調理してるんですよ。ところが、これ保育の必要がある子が入る磐城認定こども園は自園調理じゃないんです。だから、こうした災害時のこととか問題になるんですけども、これについてはどのような検討をされているのか伺います。

川村議長 板橋子ども未来創造部理事。

板橋子ども未来創造部理事 警報の発令などにより、小学校や幼稚園が休校、休園になって給食が出ないという場合につきましては、事前に警報が出るという可能性が見込まれる場合は、デリバリーの業者に、悪いけど、明日可能性があるんで用意してくださいということで交渉しようと考えております。ただ、急に朝、警報が出た、給食センターの給食がないという場合は、

公立の保育所と連携しながらその食事分を作る、あるいは自園の調理設備がございますので、そこで一部作るという形で対応させていただこうと考えております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 私、大変危ういと思いますよ、こういうやり方は。例えば、デリバリー業者は道路冠水、台風、暴風雨、運べますか。公立保育所に頼む、本当に40人も増やして、突然早朝から、食材も含めて対応できますか、これ。ですから、私はこの認定こども園の改修に当たる、認定こども園にするための改修のときに、調理室ということで90万円ぐらいしか予算措置されてませんでしたから驚きまして、そしたら温めるだけの調理室だと。要は、調理施設じゃないんですね。調理施設として調理ができるものを造らなかった。でも、私、これ造る必要があると思います。実は、大和高田市は認定こども園があります。ところが、大和高田市は全部小・中学校自校賄い方式なんです。センター方式じゃなかったんです。だから、大和高田市には認定こども園がありますけれども、自園調理やってますよ。だから、こういうところが子育てしやすいまちかどうか出てくるわけですよ。こういうところ1つ取っても、細かいですけど、これ非常に大事なところですよ、この給食は。今おっしゃったように、災害時には保育所から運んでくると、こんなやり方で行政の責任果たせますか。お金使ってくださいよ、ここに。7,500万円あったんだから、今年生み出したんだから、毎年生まれるんだから。私、こういうところにしっかり使ってほしいと思いますよ。ほかにも特別出たお金もあるわけだし、見つかったお金もあるんだから、そんなことも含めていろいろなお金があるんだから、私はこれはやっぱりここはしっかりと検討していただきたいと思います。

それから次、第3段階の問題ですね。磐城第1保育所と當麻第1保育所の老朽化問題についてであります。実はこれもなかなか説明できませんということで、これから厚生文教常任委員会で始まるということですから、その点については分かりました。そのとおりだろうと思いますが、実はこういうことがあったんです。来年度の保育所の入所の入所申込みをする案内、これが9月1日に市のホームページに掲載されておりました。そして、その入所のしおりを見て保護者は入所の申込みをするわけですがけれども、その入所申込み、手元に引っ張り出してきましたけど、この8ページの下にこう書いてあるんです。磐城第1保育所、當麻第1保育所について。現在、施設の老朽化が進んでいる磐城第1保育所、當麻第1保育所の施設のあり方を検討しています。方向性が決まり次第、保護者のみなさまには説明させていただきますとあったんです。実は、これがこの保育所を希望する保護者の間でちょっと話題になったんです。えっ、どうなるのと。それでその話題になった方、私は直接若い方からも聞いたし、おじいちゃんからも聞きました。娘の孫が行くんだけれど、これ何か気にしてる。どないなんねん、老朽化と。そしたら、僕はそこは分からないわけですから、何とも答えようがないわけですがけれども、大方の方は老朽化してるから建替えでしようと思って、そこを第1希望で申し込みましたという人が結構いるんです。いや、そうじゃないかと、ちょっと違うかもわからないなという人は磐城第2保育所、遠いけれど第1希望にした人もいと聞いてるんですね。それで、先ほど分かり次第説明させていただきますと言って、もう入所希

望をやって来年4月からその保育所へ入っていくわけでしょう。これについて、私はどうなのかと思ったんですね。これ、これでいいんですか。重要情報ですよ、保護者が選択するときに。これ、今後どういうスケジュールでどういう話になるか分からないですけど、これで磐城第1保育所と當麻第1保育所が突然廃園になると聞いたら、何でもっと早く言うてくれなかったのということにならんですかね。廃園になるか、先ほどよその保育所から磐城認定こども園に保育所の給食を持っていくという話があったから、まあなくなるとは私は思えないんだけど、これが1つ話題になったということをお伝えしておきますね。

それからもう一つ、これもホームページですよ。8月には葛城市のホームページにおいて、當麻小学校区内に私立認定こども園などを葛城市が誘致した場合に応募する業者がいるかどうか、サウンディング型市場調査を行うことを公表しております。そして、9月16日のホームページで、応募した5事業者についての調査結果を公表しております。そこで確かめますけれども、當麻小学校地域に私立の認定こども園あるいは保育所を誘致されることを検討されてるんでしょうか。これは確認ですけど、どうぞ。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 老朽化が進む2施設の今後の在り方につきまして、まずはどのようなことができるかを8月にサウンディング調査を実施いたしまして、民間事業者の提言をお聞きする機会を設けました。そして、それらのご意見も参考にしながら、2施設の在り方について現在検討を進めておるところでございまして、先ほど市長も申しましたとおり、検討内容につきましては、会期中に開催されます厚生文教常任委員会の中でお示しさせていただきたいと考えておりますので、答弁につきましては差し控えさせていただきます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 答弁を差し控えてもいいんですが、これサウンディング調査、市場調査の実施要領、これはホームページに掲載されてるわけですよ。そこにどう書いてあるかいうたら、現在、葛城市では磐城第1保育所、磐城第2保育所、當麻第1保育所の3園の公立保育所を運営していますが、磐城第1保育所、當麻第1保育所の2園は建築後約40年を経過しており、老朽化からも早い時期の建て替えが必要です。このたび、磐城第1保育所、當麻第1保育所の2園を、それぞれ民設民営による認定こども園又は保育所の整備、または上記2園を統合し新たに民設民営による認定こども園又は保育所を設備することについて、実現可能か検討するため、民間法人の参入意向等について調査を行いますと書いてあるんです。つまり、これ民設民営だから、もうそこは私立になりますよと、私立としたいと。それで1つにして、さらにそれを民設民営だから、両方私立にするか1つにまとめて私立にするか、それに対して参入があるかという調査をされてるんですよ。これ、公表されてるわけですから。もっと後ろにはちょっと詳しく書いてありますけど、このことについては。だから、保護者の中に不安が広がったのは当たり前なんです、どうなるのか。こういう重要事項を知らせないまましおりで募集をかけてるわけですよ。だから、スケジュールの件で杉本議員も大変気にされたわけですね。

私、この件については今後、始まる厚生文教常任委員会、この議会の中でそこで報告があ

るそうですから、そこでもしっかりとお聞きしたいとは思っておりますが、ここでこういうサウンディング調査をされた中で、私大変気になった1つが、葛城市認定こども園等となっているんです。保育所等ではないんです。真っ先に認定こども園が上がってるんです。もちろん保育所のほうも募集されてるんですよ。でも、この表題では認定こども園等となっているんです。これちょっとウエートがかかっているんですね。私は、個人的には本当に待機児童が発生して皆さん苦労されてるし、保育士の手当も苦労されてるの知ってますから、民間の保育所を當麻地区に誘致する、公立が2か所あって、そこプラス私立を誘致すれば、これはもうある意味では待機児童解消では万全だと思ってたんです。だから、これはこれで理解はできるなと思ってたところがあるんです。ところが、認定こども園になると、おやっと思うんですよ。認定こども園は1号認定、2号認定。1号認定いうたら従来の幼稚園の教育を受ける子の定員ですよ。これについては業者が定員枠を設けるわけです。そしたら、今、磐城小学校附属幼稚園がありました。これ、認定こども園として幼稚園の定員が引き継がれます。100人と先ほどありました。當麻小学校附属幼稚園、ここがあるわけです。もう既に幼稚園が2園、1号認定受ける子の定員が2つあるわけです。そこへ私立の認定こども園を誘致する。あれっ、そこにまた幼稚園の定員が増えるのかと。待てよと。保育無償化で幼稚園に一旦入る園児は少なくなっている。少なくなっている施設の性質があるところに定員を増やすような誘致をする。そしたらこれは當麻小学校区に造るわけです。當麻小学校区に造るんですよ、この私立の。造るいうたらおかしいけど、誘致するということになっているわけです。そしたら、當麻小学校附属幼稚園、これ定員がもうますます割れていく。集団教育、一定の母数がないと、子どもの成長には一定の母数が必要ですから、子ども集団がね。あれどうなるのかなと、これ疑問に思っているんですね。ここら辺のことは検討されたんですかね。保育所にするか認定こども園にするのか、これちょっとあればお伺いしたいんですけどね。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。まず、サウンディングのときはそれでありきということではなくて、民間の方で手を挙げる、魅力を感じていただける方がおられるのかどうかという調査でございました。そして、今おっしゃっていただいている部分は、全て仮定の話となるところでございます。仮定の話になりますが、1つには入所いただける施設の選択肢の幅が増えるということと考えられると思います。仮に認定こども園と仮定いたしますと、教育、保育の両方のサービスを受けることができますし、入園途中で保護者の方の就労状況が変わったとしても、そのまま施設を引き続き利用し続けることができるというメリットもございます。また、先ほどお伺いいただきました保護者の方へお知らせという部分につきましても、しっかりと方向性が決まりましたらお知らせすることになりますので、お知らせの仕方につきましてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。どどのような施設がよりよい市民サービスにつながるか、現在も検討を重ねているところでございます。いずれにしましても、2施設とも老朽化が進んでおりますので、早急に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 今回の答弁聞いてますと、私、ますます不安になりました。認定こども園というのは、よく言われるのは、保護者の就労形態、例えば幼稚園に通わせてても、途中から、もっと働きたいから保育園に移りたいとなっても、同じ園の中だから非常に便利がいいですよということが売りなんです。私は唯一の売りと言ってもいいと思いますけど、売りなんです。そうすると、當麻地域の小学校区のお母さん、當麻小学校附属幼稚園に入りますか。認定こども園のほうに入りますやん、お金があれば。自由度が高いんだから。そういうことを検討されたんですかと私は聞いたんです。答弁がなかったけど、本当に検討されたら、これ地域社会全体に関わることでありますよ。幼稚園教育なんか長い伝統がありますから、小学校との関係もありますから、こんなことをちゃんと保育計画の中で細かいところまで詰めたんですかという話ですよ。認定こども園の給食しかり、本当に保護者に責任持ってやろうと思えば、やっぱり利用者の目線、利用者がどう思われるか、これ抜きに保育行政はないと思いますよ。その点で私は今日ちょっと厳しいことを申し上げました。葛城市の評価、子育てしやすいまちというふうに言われてるけれども、私もそう思っていましたけれども、実は、これ匿名の方が非常に多かったんですけれども、非常に厳しいご意見をいただきました。やっぱり安住してはならんなど、やっぱり先進地域も見ながらやっていかなあかんなど。何より、政府全体の大きな国策ですから、人口減少を食い止めようというのはね。ですからこの点についても、ぜひよりよい葛城市をつくるために研鑽していただけたらと思ひまして、以上で質問を終わります。

以上です。

川村議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後2時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時30分

吉村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆様、改めまして、こんにちは。西川善浩でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。改選後、初めての定例会であり、私にとっては記念すべき一発目の一般質問となりました。新人議員らしく元気いっぱい質問をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からの質問は、大きく2点でございます。1点目は、本市における子ども・子育て支援について、そして2点目は、奈良県社会教育センター廃止に伴う四地域からの意見・要望についてでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 よろしくお願いいいたします。まず、1つ目の質問に入る前に、私、冒頭お話しさせていただきますけど、顔も怖いし、ちょっと体も大きいし、いつも怒ってるというふうに、先ほど副市長のほうとも雑談で、何で怒ってはるんですかというような話もあって、決して怒ってないので、インターネットを見てはる方もその辺ご容赦いただければなというところがございます。

それではちょっと余談でしたけど、まず1つ目です。本市における子ども・子育て支援についてでございますが、ここでは阿古市長もおっしゃっております、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指すということで、子どもという大枠で捉えて、母子保健についても質問をさせていただきたいと思います。少し先ほどの谷原議員の質問とも重複するところは多少ありますが、質問させていただきたいと思います。

2015年に子ども・子育て支援新制度というのが創設をされました。それを受けて、本市においても2020年度からの第2期の子ども・子育て支援事業計画が策定をされた次第でございます。この背景には、皆様もご承知のとおり、少子化にもかかわらず待機児童の増加や子育て家庭の孤立、そして女性、男性ともに、働き方、またワークライフバランスの改善などがありまして、この子育て世代を取り巻く社会全体の環境が大きく変化をしてきているところによるものでございます。例外なく、この葛城市におきましても、先ほどからもずっと議論ありましたように、保育所への待機児童が発生をしてきているとのことでございます。

その解決といたしましては、来年4月より小規模保育事業が新庄地区、當麻地区に民間委託によって実施されると聞いております。私個人の感想としましては、これについては本当に大変喜ばしいことであって、スピード感があって実施を対応されたというように思っているところでございます。また、磐城小学校附属幼稚園、先ほども議題にありましたけれども、幼保連携型の認定こども園として、これも来年4月より、まずは1号認定、2号認定からスタートをされると伺っております。これについては、少し昨年に、今、幼稚園として完成したばかりで利用者数が思ったように伸びないというところで、急遽、認定こども園化にしていこうというふうに見られてしまっ、行き当たりばったり感というのがちょっと否めへんのですけども、実情に合わせた施策であるというふうに一定の理解を示すところでございます。しかし、気になるのは、磐城小学校附属幼稚園だけに目を向けているところでございます。ここで伺いをいたします。

市内には小学校附属幼稚園が5つございます。それぞれの定員数及びその利用率についてお聞かせをください。

吉村副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

市内の公立幼稚園の定員数と利用率につきまして、1園ずつの定員数と令和3年5月1日現在の基本調査によります在籍数での利用率を申し上げます。まず、新庄小学校附属幼稚園の定員数200名、在籍数は118名で、利用率は59%。忍海小学校附属幼稚園の定員数が100名、在籍数は55名、利用率が55%。新庄北小学校附属幼稚園、定員数が100名、在籍数が23名、

利用率が23%。磐城小学校附属幼稚園の定員数が300名、在籍数が131名、利用率が44%。當麻小学校附属幼稚園の定員数が100名、在籍数が34名、利用率が34%。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。どことも、やはりこの磐城小学校附属幼稚園のように定員数を利用者数が下回っている、そんな状況でございます。それなのに、なぜこの磐城小学校附属幼稚園だけ認定こども園にしていく、そういうのはこの地域によって子育てサービスの格差というものが生まれるんじゃないでしょうか。そこでお聞きをいたします。

市内には3つの私立保育園と3つの公立保育所があります。これらそれぞれの定員数及び定員充足率をお聞かせください。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの西川議員のご質問にお答えいたします。1園ずつの定員数と令和3年5月1日現在の在籍数及び利用率を申し上げます。まず私立でございます。華表保育園、定員数が200名で在籍数が239名、利用率120%。浄正院保育園、定員数150名、在籍数185名、利用率123%。はじかみ保育園、定員数120名、在籍数138名、利用率115%。次に公立でございます。磐城第1保育所、定員数90名、在籍数106名、利用率118%。磐城第2保育所、定員数200名、在籍数235名、利用率118%。最後に當麻第1保育所でございます。定員数90名、在籍数78名、利用率87%。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。もちろん年齢によって定員数も変わってはくと思うんですけども、このように保育園、私立、公立ともにこの努力によって、當麻第1保育所については定員数は割れてるのかなというところがございますけども、弾力運営というんですか、要は無理していただいているというところがございます。僕が思うんですけど、この割合がほかの5つの幼稚園に割り振りをできたら、待機児童の解消に向けて1つの光になるのではないかなと思うところがございます。また、6月の議会、委員会でしたかの中でも、ほかの議員からも質問があった際に、旧新庄町エリアにおいては認定こども園化というものは考えておらないというふうに聞きました。ここで再度お尋ねをいたします。

磐城小学校附属幼稚園以外のほか4つの附属幼稚園については、今後、認定こども園に移行される、そのような考えはございますでしょうか。

吉村副議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 現在、待機児童対策のため、公立保育所以外に私立の保育園においても、弾力化運用により定員以上の園児を受け入れていただいている状況でございます。磐城小学校附属幼稚園以外の残りの4つの幼稚園につきまして認定こども園化することになりますと、そこに2号認定の園児、保育所と同じサービスを利用する園児を受け入れる、表現だと割り振るということになりますと、私立保育園との調整が必要になると考えております。また、各公立幼稚園におきましても、認定こども園化に伴う施設の改修、それから人員の配

置の検討など、教育委員会を含め調整が必要と考えております。関係者の意見を聞きながら最善の方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。確かに、ほかの幼稚園を認定こども園としていくというのは、保育士であるとか、その辺の課題というのをクリアしていかな、やっぱり長なるわけですからね。時間が長なるわけやから、その辺の課題というのはあると思います。先ほど谷原議員からもありましたように、今度、小規模保育のほうにも、新庄せいかナーサリーが新庄地区で来られるというところです。これについても、本当に受入先、先ほどもどこにすんねやと、3歳から。もうこれ来年のことかなと思うんですけど、これを本当に考えなければならんのかなと思うところがございます。ほんで、先ほど民間の保育事業者様との連携というところ、これは大事なんですけど、やっぱり頭取ってんのは葛城市行政、委託をさせていただいてるところであると思うんです。そやから、これについてもしっかりと話をして、例えば0歳から2歳まではちょっと見てくださいよと、こっちの3歳からは幼稚園のほうで、幼稚園いっか認定こども園にしたとして、見ますよというような、そういうことができれば、話ができれば一番ええんかなとは思っておるんです。ちょっと質問がそれましてごめんなさい。

現在は磐城小学校の附属幼稚園から始めるということですが、これ先に申し上げたとおり、この地域によって子育てサービスの格差というものが生まれるようなことであってはほんまにあかんと思うんです。今でも、先ほどもありましたように、認定こども園はもしかしたら當麻地区にもう1個できるかもしれん。これ、新庄の方から言うたら、また當麻ばかりのサービスになっとな違うんかと、何かこういうふうなことも感情としては出てくるというように本当に懸念するわけでございます。0歳から5歳の子どもの数は、令和6年までなんですけどもうほとんど変わらへんと、もう横ばいであります。待機児童についても、子育て世代の働き方とか、ひとり親家庭の増加、保育料の無償化、家庭の環境が大きく影響していることで起こっていると考えるところでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、市民の皆様にニーズの調査の実施を市のほうからされております。そこで1点注目するグラフがありまして、就学前、要は小学校に行く前の親御さんに聞かれた調査において、教育・保育事業の1日当たりの利用時間というものがありました。これについては、現在の利用されている教育もしくは保育の時間ですね。それと、希望される時間が調査をされておりました。ここで、現在、今、最も多い利用時間なんですけど、8時間から10時間未満ということで40.2%でございました。恐らくこの数字は保育園に通われている方の数字であると推測をいたしました。そして、4時間から6時間未満の15.8%というのが、恐らくこれは幼稚園に通われている方の数字であるかなと推測をいたしました。また、6時間から8時間未満の16.6%というのが、幼稚園プラス、多分預かり保育とかそんなんを利用されている方の数字かなと思っておりました。これが希望をされる利用時間になると、8時間から10時間未満というのが42.9%になって、ちょっと微増ですけど2.9%の増加。6時間から8時間未満が24.8%になって、8.2ポイントの増加にな

っております。4時間から6時間未満というのが15.8%から2.7%になって、逆にこれは13.1ポイントの減少になつておるんですね。この調査の結果、やはりこの幼稚園に今現在通われていると推測をされる方においても、この13.1ポイントの減少から分かるように、今よりも長い利用時間を希望されていると見て取れます。これはもちろん利用時間だけに限ったことではないと思います。やっぱり、先ほどほかの議員からもありましたけど、私立のサービスという面もいろいろ勘案せなあかんことかもしれませんけども、ここで教えていただきたいんですけども、ほか4つの附属幼稚園を幼稚園型の認定こども園にしたとして、利用者数の増加は見込まれますでしょうか。

吉村副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員から、幼稚園型の認定こども園にした場合について、利用者数の増加は見込まれるのかとのお問い合わせでございます。認定こども園のタイプのうち、幼稚園型認定こども園につきましては、その形態及び特徴といたしましては、形態は学校に分類され、認可幼稚園が保育に必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。開園日や開園時間につきましては、地域の実情に応じて設定することが可能でございます。従来の公立幼稚園では1号認定の園児のみがご利用可能でしたが、仮に幼稚園型認定こども園に移行した場合には2号及び3号認定の園児も受け入れることが制度的には可能となります。ただし、その時々状況によりますので、実際のご利用人数が増加するかにつきましては分からないところでございます。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、答弁いただいた、何か結構ええ感じかなと思うんですけど、でも最後、分かりませんというような回答になっております。でも、これやっぱり分かりませんということやったらあかんと思うんです。また、磐城小学校附属幼稚園みたいに、ちょっと口悪いですけど行き当たりばったりみたいな計画になってしまいます。行き当たりばったりかどうか分かりませんよ。もうちゃんとそういうふうにはやっつたかなと、そういうのはあるかもしれませんが、これも先ほど板橋理事が答弁いただきましたように、この最善の方法というのを検討していただきたいなと思います。ほかの園を認定こども園化にしていくのにも、さっきも言いましたように保育士の時間の拘束とかもありますし、また新庄地区においては委託されている民間の保育事業者との連携においても調整が必要になってこようかなと思います。しかし、この利用する子どもたちや子育てを頑張っておられる親にとっては選択肢も増えますし、充実した教育、保育の提供をこの葛城市内において格差ないサービスを受けることができると考えております。ここは行政として、そして大人として、この葛城市の未来を担う子どもたちをしっかりと育てていく、そんな使命があると思いますので、将来像を見据えた政策立案とその実現をお願いしたいなと思います。

続いてです。関連して、妊娠期からの母子保健サービスについてをお尋ねします。少子化、ワークライフバランスの変化や子育て家庭の孤立化が進む中で、子どもを授かったときに安

心して妊娠、出産、子育ての包括的な支援を行う体制が必要でございます。また、このコロナ禍において、より一層に妊娠、出産、子育てに不安を抱える方が増加しているのが現状であります。本市においても、より以上に力を注いでいかなければならないと、そのように感じているところでございます。

そこでまず初めに、葛城市での母子保健について、どのような事業があるかをお尋ねします。

吉村副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。葛城市におきましての母子保健事業についてでございます。現在、健康増進課におきましては、保健師や助産師と管理栄養士を配置いたしまして、母子保健法に基づく事業として主に健康診査や保健指導を実施しております。母子健康手帳の交付に始まり、健康診査は妊婦、生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に実施しておるところでございます。妊婦健康診査に使用いたします補助券につきましては1人10万円、双子等多胎の方につきましては20万円分を発行し、定期的な受診ができるよう支援しておるところでございます。保健指導といたしましては、両親教室、ペアレンツクラブと申しますが、それら妊産婦の訪問指導、そして乳幼児健康相談を実施しておるところでございます。このほかにおきましては、一般不妊治療費の助成、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査費助成、7か月児教室、2歳6か月児歯科健康診査などを実施することで、健やかな子どもの成育を支援するとともに住民のニーズの把握にも努めておるところでございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。この母子保健法に基づいた、必ず実施をしなければならない基本的な事業を実施するとともに、そのほかの事業についても利用者のニーズに合わせて検証、改善をしながら実施をしていただいているということでもあります。それでは、それらの事業の実績についてをお伺ひいたします。

吉村副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまの西川議員の質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の母子保健事業の実績を申し上げたいと思います。母子健康手帳の交付は286件でございます。そのうち双子等多胎は10組、また妊婦の転入というものが30件ございました。毎年300人程度の出産があるということでございます。また、妊婦とその夫を対象に実施しております、先ほど申しました両親教室、ペアレンツクラブでございますけれども、これにつきましては、働いている方にも参加しやすいように日曜日に6回実施し、117人の参加がございました。出産後は助産師や保健師による新生児訪問を実施し、262人に対し行わせていただきました。その後は4か月児健康診査、10か月児健康診査と健康診査が続きますが、コロナ禍においても感染対策を十分行うことで安心して受診していただくことができ、どの健診も受診率は95%を超えるという高い水準を維持しておるところでございます。また、受診されなかった方へのフォローも丁寧に行っております。このほか、一般不妊治療費の助

成事業は30件、妊婦歯科健康診査事業は100人、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成事業は152人の申請がございました。7か月児教室につきましては例年100名を超えておるわけでございますけれども、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止をさせていただいた影響で、81名と例年より若干少なくなった経緯がございます。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。この健診に至っては95%以上という本当に高い受診率があり、親御さんの意識が高いのと、多分、行政からの働きかけも一定程度あるおかげであるというふうに感じておるところでございます。また、市独自の母子保健事業についても結構充実をしてるなど僕の感想でございますけれども、一定の利用者がおられるということで理解をいたしました。また、このコロナ禍では、感染防止の観点から事業自体を自粛せなあかんということで、事業によっては例年よりも少し低い人数になったんかなと理解をいたしました。

それでは、それらの母子保健事業と並行して妊娠期から子育て期に渡って切れ目のない支援としてあるこの子育て世代包括支援センターの役割についてご説明をお願いいたします。

吉村副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 子育て世代包括支援センターの説明をさせていただきたいと思います。この当センターは健康増進課に設置をいたしまして、母子保健コーディネーターの保健師と助産師が従事しております。この支援センターは、先ほど議員お述べの妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目的として設置をしておるところでございます。母子保健事業だけではなく、子育て支援センター、地域の子育て支援など、横に広がる連携を深めるのと同時に、妊娠から出産、子育てに関し不安や困難を訴える方に対しまして専門的知識を生かした支援を行いまして、妊産婦及び乳幼児が安心して健やかな生活ができるよう支援を行っておるところでございます。特に近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、妊娠期からの生活は大きく変容しました。妊婦が出産する場合、多くの病院では立ち会いや面談が制限され、妊婦は孤独な出産を強いられておるところでございます。また、県外への里帰り出産も困難となり、実家に帰れず、両親など家族の支援のない出産、育児が多くなってきてございます。出産後も交流を目的とする外出が困難となり、同じ育児をする母親同士の交流の機会が激減したことで、分からない子育て、また不安な子育て、孤立した子育て等々を訴える母親、父親が増加しておるところでございます。

そこで、毎月1回、子育て支援を行う部署、子育て支援センター、こども・若者サポートセンター、そして私どもの課、健康増進課が集まりまして会議を実施しておるところでございます。この会議で、支援の在り方等について話し合いを共有することで、対象者に適切な情報提供や支援を行うことができるよう、連携強化を図っておるところでございます。また、本年9月より産後ケア事業を実施いたしました。この事業は、家族などの育児支援がない育児不安が強い方が助産院に宿泊、または通いながら助産師等から個別に相談支援が受けられ、育児に関する手技を学ぶことができます。利用者からは、丁寧に教えてもらった、また、心が休まりプラスな気持ちになれたなどのご意見をいただいております。母子

保健コーディネーターが妊娠中から関係性を構築し、出産後も早期から家庭に介入することで、母親や家族の悩みや不安を把握いたしまして、各家庭に合わせた情報提供や事業が提供できるよう努めておるところでございます。このように、子育て世代包括支援センターの役割は年々重要となってきたところでございます。

以上です。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。このコロナ禍において、本当に子育てに不安を抱える方が急激に増えていると、そのように本当に感じております。また、今、答弁にもございましたように、子ども・子育て支援を行う部署が横の連携を強化して協力して推進をしていただくことで、葛城市で子育てをされる方々が安心して出産、そして子育てで同じ悩みを抱えている方々の交流とその解消に力をもっと入れていただきたいと思います。しかし、僕、サービス結構いろいろやってくれてはるとほんまに思うんです。そやけど、これだけ手厚いサービスを行っていただいておりますけども、情報としての発信が不十分な気がしております。不安や悩みを抱えている方の手元にこのようなサービスの情報がピンポイントで入ってくれば、本当に手厚いサービスとなるのではないのでしょうか。妊娠期の方にはこのようなサービスがありますであったり、この0歳や1歳、2歳を抱えている親御さん、そんな方にはこんな集まり、先ほどのつどいの広場とか、こあらルームとか、そういう集まりがあったり、母子保健事業とか予防接種が本当にいついつございますよであったり、このスマートフォンなどを通して、電子アプリを通じて個々に応じた情報が届けることができれば、もっとよりよいサービス提供が可能であると思うところでございます。

そこでお伺いをいたします。現在、母子健康手帳はどのようにして交付をされておりますか。

吉村副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

母子健康手帳につきましては、妊娠中から出産前後の記録、子どもの健診や予防接種の記録などを一括で管理する手帳のことでございます。妊娠が病院で確認された後に市町村に届出をした妊婦に対しまして交付すると母子保健法で定められており、手帳の記載内容は全国で統一されたものとなっております。本市におきましては、健康増進課で保健師、または母子保健コーディネーターが直接面談を実施いたしまして交付しておるところでございます。母子健康手帳の交付時が出産、育児支援のスタートとなりますので、保健師や助産師が妊婦またはパートナーの身心の状態や支援状況、地域のつながりなどを丁寧に聞き取りまして、妊婦全員に支援プランを作成しておるところでございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。今、答弁にもございましたように、母子健康手帳の交付時というのが出産、育児支援のスタートであります。その際に、母子健康手帳プラスアルファの役割として、さきに申し上げた電子アプリを導入していただき、より充実したサービスの提供、そして情報発信が可能になればなというところでございます。そこで、電子母子手帳につい

でも調べていただいていると思いますので、行政としての見解をお聞かせくださいませ。併せて、ほかの市、他市の導入実績も教えていただきたいと思います。

吉村副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまの西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

電子母子手帳のアプリの導入につきまして、現在、検討を重ねておるところでございます。先ほども申し上げましたが、妊産婦の孤独化や児童虐待防止に対応する重要なツールの1つになるものと思っております。現行の母子手帳の内容を電子的に記録できますアプリは、様々な会社から無料版が出ておりまして、ダウンロードして使うことができます。そのアプリにはオプションがありまして、予約システムやAI機能を導入することが可能でございます。この機能が使えますと、妊婦や妊産婦の保護者は、先ほど議員述べていただきましたように、葛城市の健診や教室の開催日が検索できたり、登録した医療機関の診察日に合わせて予防接種のスケジュールが作成できたり、ピンポイントで行うことができます。さらに、市が教室や健康診査のご案内を差し上げるときに、その対象となる生年月日の方のみにその情報を発信することができ、申込みも取ることができます。登録者はアプリに届いた情報を見まして、そのまま予約するといった流れでございます。近年のコロナ禍で妊娠、出産、子育て世代の孤立、孤独化というものは、葛城市だけではなく社会全体の問題となっております。以前は住民同士の交流や様々な子育て支援事業で知り得た地域の子育て情報は、現在、得ることが困難となっております。このような状況でも、このアプリやSNSというものを活用することで、いつでも知りたい情報を得ることができ、簡単に申し込むことができます。健康増進課だけではなく、他の子育てに関する関係機関が、それぞれ子育て支援を届けたい年齢だけに掲載することもできます。電子母子手帳は県内で14市町村が既に導入をされています。葛城市におきましても、今後、SNSを活用した子育て支援について、課題も踏まえて何ができるのかを電子母子手帳アプリや他の方法も視野に入れながら、全庁的な視点を持って子育て支援情報の見える化というものに検討してまいりたいと考えております。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。ほかの市においても結構導入されている自治体が増えてきているというところがございます。また、このコロナ禍において実施をされている子育て支援のプログラムであっても、人数制限をして、利用される方がいちいち電話をして予約をしてやっこのサービスを受けることができる、利用者とか管理者にとってもかなり負担があったん違うかなと思っております。コロナは終焉しますけども、コロナが終焉した後にも、予約制というのはもしかしたら残っていく可能性があるんじゃないでしょうか。だから、今までどおり利用者が電話をかけて職員が対応を行うのではなくて、先ほど答弁にもありました、このアプリを通じてAIによる業務というのができるほうが、利用者、管理者にとってもメリットがあるんじゃないでしょうか。それ以外にも、子どもの成長の記録であったりとか、先ほども申し上げた予防接種のスケジュールの作成、また予約であったり、また年齢に応じて子ども食とかのレシピとかをピンポイントで届けたりとか、このほか一番

のメリットは、先ほども答弁にございましたように、健康増進課だけのサービスだけではなく、ほかの子育ての関係する機関が支援情報を届けたい年齢に応じて配信することができるようになるということがございます。また、国においてもデジタル庁というものが設置をされ、デジタル化というのが進んでいく方向でございますし、このコロナ禍においてその取組に、より一層拍車がかかっている状況でもございます。ぜひともこの葛城市においても、比較的利用促進をしやすい年代もそうですけども、操作がしやすい年代ですよ、やっぱりこの子育て世代というの。この電子母子手帳のアプリの導入からぜひともご検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に行かせていただきます。それでは、続いて2点目の質問に入らせていただきます。2点目につきましては、奈良県社会教育センター廃止に伴う四地域からの意見・要望についてでございます。

今年の1月24日に、中戸区長、寺口区長、そして弁之庄区長、南道穂区長から意見、要望書が市のほうに提出をされていると思います。これは、皆様方もご存じのことかと思っておりますけども、本年の3月31日をもって奈良県社会教育センターとかつらぎの森が閉館をされたことによって、隣接地域や新池を管理する新池郷という地区、さっき申し上げたこの4つの地区なんですけども、この住民たちが不安をつのらせて提出をされたものであります。

その中で、まず懸念される事項というものが4つほど挙げられておりました。この回答がいつになっても返ってけえへんということで、先日開催をされた区長会においても激しい議論があったとお聞きをしておるところでございます。本来であるならば、閉館を迎える前にこれからの管理体制を含め、市なり県がきちんと説明を行うべきであったと思うところであります。閉館を迎えてもなお説明がないことで、本当に住民は不信感を抱いておるところでございます。ここでお聞かせをいただきます。

この出されている4つの懸案事項、①環境について。ゴミ、車等の不法投棄。池への毒物投棄。②防犯について。浮浪者の不法滞在や犯罪者の隠避場などに利用。③災害について。センター周辺の堤、林、建物の風水被害の増長。④獣害について。獣類（イノシシ、アライグマ等）のすみか。これらの対応及び現在の状況を教えていただけますか。

吉村副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

奈良県社会教育センターにつきましては、本年4月から休館とされ、その後は県の担当部署でございます教育委員会の人権・地域教育課において管理されております。休館前の2月には、本市の当時の正副議長と地元選出の西川県会議員とともに、副市長と私が県の副知事とお話をさせていただいたときに、休館後は無人となるため荒廃することのないよう、防犯面や環境面も含めて適切に管理していただくよう議長からお願いしていただきましたし、今年度に入ってから、市長から県教育長にも直接要望いたしまして、県からはそれぞれ副知事、教育長からしっかりと管理する旨の回答をいただいております。

実際の管理状況でございますが、建物につきましては機械警備で、敷地については委託業者により毎日2時間程度、徒歩による敷地内の巡回による見守りが行われております。また、

草刈りでございますが、本年は9月まで新型コロナのワクチンの接種会場として利用されておりましたので、10月に南側の田の裾等とともに、その他遊歩道等の雑草の刈取りが行われました。そのほか、ごみの散乱など連絡が市に入ったときに、その旨、県に連絡を入れますと、速やかに対応していただいております。また今後も何かあった場合には、本市の企画政策課に連絡いただければ県にお伝えさせていただきますし、直接県の担当部署でございます人権・地域教育課に連絡いただいても対応していただけることとなっております。こうしたことから、適切な管理がなされているものと考えております。また、来年度につきましても同様の管理体制ができるよう、新年度予算にその経費を要望している旨、県から伺っております。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。ちょっと答弁を変えていただきましたというところでございますけど、今、回答をいただいたのは、やっておりますだけでは、これ今聞かれたばかりやと思うんです、区長とか。そうでなくて市長から、議長もちょっと入れてくれはりましたけど、市長から県教育長に直接要望されたその時期というのが大体2月頃と言うてはりましたか、さっき何月言うてはりましたか。

吉村副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 本市の正副議長とともに伺わせてもらったのが休館前の2月ということでございまして、市長から県教育長に要望いたしましたのは今年度に入ってから7月ぐらいであったというふうに記憶しております。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 7月ぐらいということで、その間やっぱりちょっとでも早く要望されている4地域の方々に行っていただいて、しっかりと説明をしていただくべきやったなと、そのように思っております。その辺で、恐らく区長会でもいろいろ、まだなんか、まだなんかというような、やっぱり住民の方はほんまに不安に思ってるんですね、このところ。そやから、一刻も早く丁寧な説明をしっかりとさせていただきたい。今度また行っていただけるというところであると思うんで、お願いをしておきたいと思います。ちょっと時間があれですんで行きます。

それと、この中でもう一つご要望をされていることがございまして、奈良県社会教育センターの跡地をどうするんやというようなことが要望としてもあげていただいておりますけども、これについては本当に県との調整もあって、すぐには答えが出えへんようなことやと思います。そやけど、昨日も奈良県の県議会のほうで一般質問で西川均議員が、この社会教育センターの跡地利用も含めて、奈良県に対してまちづくりの応援をしてほしいと、奈良県に強く要望をいただいております。私も、あの場所というのは、本当に葛城インターチェンジがあって、道の駅、もうよう流行ってますね。今、10億円以上の売上げもいただいております。そういうこともありますし、そこの社会教育センターは本当に景観も素晴らしいところでございます。山麓地域のこの豊かな自然もありまして、あそこが本当に観光

の拠点機能も、早田部長がにぎわいの創出の場所になるのかなというようなことも言っていただいておりますので、まちづくりといたしまして、阿古市長のあそこら辺を含めたビジョンであるとかというのは何かございましたら、お答えをいただければなというところでございます。

吉村副議長 阿古市長。

阿古市長 これは4区長が来られたときにも実はお話ししてる内容にはなるかもわかりません。この経緯につきましては、まず県のほうにお願いしたのは、閉館までに次の利用の方法を考えてくれということを今までずっとお願いしておりました。ということは何を申し上げたいかと言いますと、まず県での利用を考えていただきたいということを1番に申し上げたわけでございます。その中で、いろんな変遷をたどりまして、いろんな可能性を模索してまいってきたというのが実情でございます。ですので、その中にはその所有権に関する問題も含まれた中での以後の活用についても、いろんな分野から両方、県の知識も借りながら進めてまいったという経緯がございます。そのときに申し上げたのは、この道の駅かつらぎから奈良社会教育センターまでのエリアは、奈良県の西の玄関口として、本市にとりましても奈良県にとっても将来に向けてポテンシャルも高く大切なエリアであると認識しております。そのことも申し上げました。このエリアの活用につきましては、奈良県社会教育センターの所有者である奈良県と本市がしっかり連携し、民間の力も借りながら奈良県中南和の拠点となるように、にぎわいづくりについて検討を重ねております。ある一定の年数も経っておりますので、かなり話が煮詰まった状態になってくるという状況でございます。

以上でございます。

吉村副議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。僕、今、初めて市長からそのような、ほかでも言うてはるのかちょっと分からへんですけど、あそここの場所に言及してにぎわいの拠点であるというような、そういうまちづくりをしていきたい、奈良県と手を取ってまちづくり協定も視野に入れながら奈良県の応援もいただき、葛城市もともに発展をしていきたいと、そのように捉えさせていただいたところでございます。僕、今、市長から初めてそういう言葉、ほかはいつも言うてはったか分からへんですけど。僕にとっては初めてそういうふうに分かしてもらったんで、嬉しいと思っております。本当にこの葛城市が西の玄関口、あそこを拠点としてもっと栄えるようなまちになればなと私は強く思っておるところでございます。最後に、これは今、ずっと理事者側にもお話をさせていただいておったんですけど、これについては先ほどは吉川部長も言っていただいたように、これ前議長宛にも出ている文書でございます。これは議会としてもきっちりこの議論をできる場というのを継続してつくっていただきたいと議長にお願いを申し上げて、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

吉村副議長 西川議員からいただきました今の言葉、地元から要望いただいているというのは承知しておりますので、川村議長に伝えさせていただきたいと思っております。

西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時35分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時35分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。2日間にわたる一般質問のまた最後になります。もう最近、この場所が定位置のようになってきてますけども、あともう1時間だけお付き合いいただきたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、本日、私、2件の質問をさせていただきます。1つは通学ルート上にある踏切の安全対策を含めた安心安全な通学体制の構築について、2点目、デジタルリテラシー教育への対応についてでございます。

以後の質問は質問席よりさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

川村議長 8番、奥本佳史議員。

奥本議員 それでは始めさせていただきます。まず最初に、通学ルート上にある踏切の安全対策を含めた安心安全な通学体制の構築についてでございます。

今日もお二人の議員、増田議員と杉本議員からも質問触れられておりますけども、千葉県の八街市で発生しました通学途上の児童が巻き込まれる交通事故、それを踏まえて全国一斉の緊急通学路合同点検というのが、今、始まってまして、葛城市においても取り組んでいただいているところでございます。その中、実は通学路の安全対策が一向に進まない箇所というのがございまして、それは何かと言うと、通学路上にある踏切なんです。今回は、その通学路の安全対策について、踏切対策、それと公共バスの活用という視点で質問してまいりたいと思います。まずこの踏切と公共バスの活用の質問に入る前に、1点だけ確認させていただきたいことがございます。何かと言うと、具体的に申し上げますと、白鳳中学校から正門を南に出て、国道166号線と交わる横断歩道、竹内街道からずっと下ってきて交わっているところでございます。ここは9月に交通死亡事故が発生した箇所になるんですけども、この横断歩道、ご存じの方いらっしゃるか分からんけど、横断歩道の半分だけ舗装されてて半分消えてるんです。これは、学校やPTAからも再三、非常に危険な箇所なんで全塗装してほしいという要望が出てるんですけども、何でこんな中途半端な半分だけという状況になってるんでしょうか。まずこちらお願いします。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の箇所につきましては、国道166号ということで奈良県が管理をしておる道路でございます。奈良県高田土木事務所に確認をさせていただいたところ、道路占用者、占用される方が工事を施工され、影響範囲のみ舗装復旧されたものとのことでございました。横断歩道の補修につきましては県警が工事発注をされるという予定を伺っておりますが、施工時期については未定ということでございます。ただ、危険な箇所というご指摘もでございます。

市といたしましても、改めて警察のほうに、できるだけ早期に横断歩道の補修をしていただけるよう要請をいたしておるところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ちょっとこの辺、打合せと若干変わってきてる答弁なんですけども、要は県道なんで管轄してるのは県であると。ところが、今回はなぜ半分かいうと、その道路占有者、要するに道路を利用されてる方が勝手に舗装したんで県は関係ありませんよと、なおかつその本来の責任者は警察なんですかね。ほんで、そこに関しては早く施工してくれるように言ってるということなんですけども、どうもそれ聞いてると、もう責任のなすりつけ合いの縦割り行政の最たるもんやというように思うんですけども、本来、歩行者が通る、なおかつ学校の生徒が一番よく利用する横断歩道なんです。なおかつ、9月に死亡事故が起こってる。そういうところが長い間、放置されたままなんです。しかも、中途半端に半分だけ残ってる、誰が見てもこれ危ないと分かります。1つ申し上げたいのは、9月の死亡事故を受けまして、私も参加しましたけども、高田警察署とか市の皆さん方も一緒になって合同のガイド啓発をやりました。せやのに、その場所をご覧になってるはずやのに、なぜこれ誰もこれを早うやらなあかんというふうにならんかったんか、動かんかったんか、もうそれが残念で仕方ないんです。だから、やっぱり今回も緊急安全点検されてると思って、当然出てると思います。早くやっていただきたいんです。白鳳中学校に関しては、ここともう一つ下の30メートルほど離れた下にも横断歩道があるんです。そこも消えてます。ですから、白鳳中学校の生徒はほとんど横断歩道が消えた状態のところを渡ってます。この場所については、竹内街道から下ってくる車がスピード出て、以前、PTAからは信号を付けてほしいという話があったんですけども、もう上にある信号との兼ね合いでここは設置できない、だから横断歩道に関してはできるだけ消えないように対応をお願いしますと、もう再三ずっと言ってたところなんですけれども、現状こういう形になってます。この辺も点検でお分かりになっていると思いますけども、そこだけ重ねて早めに早めにご対応をお願いしたいと思います。

じゃあ、まず前振りはこの程度にしておきまして、本題に入りたいと思います。

まずは通学路上にある踏切の安全対策についてです。これも具体的に申しますと、近鉄当麻寺駅を改札を出てすぐの踏切、名称として当麻寺第1号踏切、この踏切なんですけども、実は県道当麻寺線、當麻寺から当麻寺駅に向かっている県道なんですけども、これが線路に対して斜めに交差しております。非常に変則的な踏切道です。そのため、踏切の開口部、そこだけ見たら道幅はそれなりに広く見えるんですけども、実際の道路幅というのは、踏切内での車両対向に気を遣うほど狭いという状況で、当然、歩行者用の歩道がない状況なんです。この踏切を渡る歩行者、駅を利用する歩行者なんですけども、車両対向の際には踏切内から線路に下りて車両をやり過ごしている、そういう状況なんです。鉄道営業法というのが、線路内にみだりに立ち入ってはいけないという法律があるんですけども、そんなもうおかまいなしに下りんと命が危ないと、そういう危険な状況になっているのがまず現状です。

国土交通省は平成28年6月に、緊急に対策の検討が必要な踏切道、これはカルテ踏切と言うんですけども、カルテ踏切に指定して安全対策を進めております。市内では尺土駅東側の

尺土第1号踏切、それと八川地区、磐城第2保育園横の磐城第3号踏切の2か所がこのカルテ踏切の指定対象となっております。この2つの踏切を歩行者保護の視点で見た場合、まず尺土の第1号踏切については踏切内歩道の整備はなされておりましたが、駅自体に南北の改札口があるんで、踏切を渡らずとも駅利用が可能となっております。磐城第3号踏切なんですけども、これは踏切内歩道が設けられておって、歩行者の安全は確保されております。対しまして、今、取り上げている当麻寺第1号踏切なんですけども、駅改札口が1か所のみで、そういう構造上、踏切を必ず渡らなければならない利用者が大半なんです。また、ここは通学路でもあって、朝夕は小・中学生も利用されております。踏切を利用する歩行者が多い割に安全への配慮は一切なく、当然、カルテ踏切の対象外となっております。カルテ踏切道の指定要件としまして、従来、車両通行量が1つの基準となっておりますけども、これ都市計画課のほうで調べていただきました。目安として山麓線当麻寺交差点からの交通量調査に基づく流入量を計算したんですけども、このカルテ踏切の対象となる基準を満たしてない状況でございました。そうなってくると、国土交通省が示す歩道狭隘踏切、要するに線路内での歩道が非常に狭い踏切、それと平成28年から指定対象に加えられた要件がございまして、これが通学路要対策踏切、こういう要件が加わっております。通学路要対策踏切であれば、この当麻寺第1号踏切、カルテ踏切のリストに加えることは可能ではないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

当麻寺第1号踏切内における滞留スペースの確保については、踏切道改良促進法に係るものでございます。踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的として規定されており、法指定を受けることで法の規定に基づき、拡幅等、面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化、地域の実情に応じた対策を検討し実施されることとなります。法指定踏切は全国で93か所、近畿で21か所、奈良県では0か所となっております。踏切道安全通行カルテに基づき指定されております。踏切道安全通行カルテには、全国1,336か所、近畿333か所、奈良県では32か所、うち葛城市は先ほど紹介された2か所が指定されております。この踏切道安全通行カルテは、踏切道改良促進法施行規則第2条第1項第1号から第11号に基準が規定されており、1日当たりの踏切自動車交通遮断量が5万台以上のもの、1時間の踏切遮断時間が40分以上のもの、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法に係り、通行の安全を特に確保する必要があるものなどの基準によりリスト化されております。葛城市におきましては、尺土第1号踏切、磐城第3号踏切が踏切道安全通行カルテに登載され、バリアフリー法に係るものとしてリスト化されております。当麻寺第1号踏切は、規則第2条第1項第1号から第11号の規定にある基準に該当しないことからカルテに登載されておられません。同踏切を法指定踏切として整備するには、地域で課題認識の高い踏切における状況調査において、規則第2条第1項第12号踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高

いものと認められるものの規定に対し、適合性また予算化を検討した上で適正であると認められることが必要となり、奈良県から国土交通省に申出がされることとなります。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。将来的に踏切拡幅による歩道の確保を進めると仮定した場合の参考となる事例が実は1つございます。これは先ほど申しましたカルテ課題の通学路要対策踏切で改良した横浜市の杉田第2踏切というところの事例なんですけども、これは接続道の拡幅は行っておりません。線路内と踏切の出入口付近のみの拡幅で、歩行者の滞留スペースを確保して歩行者の安全対策を講じたという事例がございます。この事例をベースに考えて、現状、当麻寺のほうは第1号踏切では、今の法の第1号から第11号の規定には達しないということですので、第12号を適用する前提で考えますとどうするかと。現状では改札側、つまり踏切内の北側を歩行者は通行しております。こちら側に拡幅して歩道を確保したいところではあるんですけども、現地はレールの付近に若干の立入禁止を示すゼブラゾーンがあるだけで、かつ踏切の東側に民家が迫っております。ですから、こちら側、踏切北側方向への拡幅は難しい。しかし、踏切の南側に目を転じたときに、踏切内と接続道路における拡幅の余地はあるんです。だから、こちら側にたとえ歩行者が歩けるような50センチ幅でも結構です。歩道分の拡幅を行った上で、踏切内の車道をその拡幅した分を南側に寄せる。そうすると、線路内北側での歩道確保が可能となります。このやり方でやると、今言ってる横浜市の事例に沿った形で対応は可能かと思うんですけども、ただ踏切道の拡幅については鉄道事業者の裁量であるとか周辺住民の理解が必要ということは理解しております。非常にハードルが高いことを承知しております。ただ、通学路の安全対策という観点から、これまで通学路の踏切に対する対応というのは、もうどこもできておりませんでした。ですから、これが1つ可能性としてあるんじゃないかということで今回提案させていただいたんですけども、将来的にはその踏切の構造変更というのをやってもらえればいいんですけども、まずはカルテの記載、第12号を適用したカルテの記載を目指していただいて、児童・生徒の通学路の安全対策を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当麻寺第1号踏切内に歩道を設置するなど踏切道の改良を行うこととなった場合は地方踏切改良計画を策定することとなり、策定の中で鉄道事業者、道路管理者などで協議、検討を行います。鉄道事業者におきましては、踏切道の拡幅に係る指針に基づき、踏切の面積が増えることにより事故のリスクが高くなることから、その対策として踏切道を統廃合することにより事故防止、道路交通の安全性の向上に努められております。ただし、踏切道の統廃合については、地元及び利用者の承諾が必要となるものでございます。

当麻寺第1号踏切の黄色の斜線部分となっているゼブラゾーンにつきましては、軌道に対し斜めに道路が交差していることによりできるスペースを示しており、歩行者等進入禁止区域となっております。そのため、斜線内に歩行者だまりや歩道とすることはできません。当

麻寺第1号踏切内の歩道設置については、先ほど説明いたしました規則第2条第1項第12号の規定に適合するものとして取り組んでいただきますよう、道路管理者である奈良県に対し要望していきたいと考えております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。規則第2条第1項第12号にのっとって、まずはカルテ踏切の記載を要望していただけるという、どうかよろしく願いいたします。

では、次に通学路の安全対策の2つ目でございます。公共バスの通学利用についてでございます。これについては、平成17年の12月に通学途上で児童が犯罪に巻き込まれる事案が多発したことがございました。その際、ときの政府は、犯罪から子どもを守るための緊急に対策を講ずべき施策としまして、路線バスを活用した通学時の安全確保を掲げました。そして、平成18年2月に文部科学省からは登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について、警察庁からは路線バス等を活用した通学時の安全確保について、そして総務省からは登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について、さらに国土交通省からは登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用についてという通知を出されております。

これに対しまして、私、平成29年第4回の定例会一般質問において、市内の遠方より通う中学生のコミュニティバスの通学利用を可能にできないかということを求めました。当時、これに対して、飯島企画部長のご答弁として、生徒がほかの乗客と乗り合いの形で料金を支払ってコミュニティバスを利用することについては、法制度上の問題はなく、コミュニティバス等を通学に活用することについては、教育委員会部局と連携して地域公共交通活性化協議会での論点の1つとして取り上げる方向で調整していくという答弁されております。で、期待しました。が、その直後の平成30年3月28日に開催されております第16回地域公共交通活性化協議会のもとより、一番直近となる令和2年3月27日開催第24回の協議会に至るまで、議事録を確認しても、そのような話し合いは一度も行われた形跡はございませんでした。これは一体どういうことなんでしょうか。

川村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの奥本議員のご質問でございます。本市の地域公共交通活性化協議会において、コミュニティバスを通学に利用することについて議論の俎上に上がっていない、この理由でございますが、これまで内部的には検討を行ってきたものの、費用面や利用者数に対する車両の確保の問題、またルートやダイヤ設定の問題、例えば朝の登校時には一定の時間にルート設定が可能ですが、下校時にはそれぞれ時間がまちまちであるという問題など、その他様々な問題点が多くある状況でございます。これまで地域公共交通活性化協議会の場において具体的に議論していただくまでには至っていない状況でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 地域公共交通活性化協議会の場で議論していただくはずが、事前の内部の理事者の席で協

議しただけで、結局、上げるまでもないだろうという話になってるということですよ。葛城市地域公共交通活性化協議会規約というところを紐解きましたら、協議会で協議する項目としまして、第3条第1項第1号、市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関することとあります。少なくとも、この協議会の俎上にのせて協議はすべきじゃなかったんでしょうかね。この事務局の判断で優先されるんやったら、この協議会なんか必要ないと思いますよ。国の4省庁から検討するよという通達出てることも申し上げました。私以外にも後の一般質問で取り上げられた議員もごぞいます。なおかつ、市民のほうからは、やっぱりこの辺り子どもが使えたらなという要望があることも聞いてらっしゃる議員も多々いらっしゃると思います。恐らくそういう声も理事者のほうにも届いているかと思えます。そういったことを全てご存じであって、その議論の場にも同席されてました。なおかつ、活性化協議会の会長である市長、これ協議会に対して話合いの案件にのせなかったという、その辺の配慮か何か、理由が何かあったんでしょうかね。地域公共交通活性化協議会というのは、公共交通事業者を活性化することが目的じゃないんですよ。市民の交通手段を確保すること、これが大事やと私は思うんですけども、これが本当はどうなんかな。公共交通事業者を活性化する協議会なんかと思ってしまいますよ。本当に地域の足を考えるのであれば、この地域交通手段確保に関する協議会なんか、そういう名称を作ったやつを立ち上げたらどうでしょうか。その辺り、今の協議会の在り方、それから今後、本市住民の交通手段確保をどういう形で進めていかれるおつもりかというのを、市長、ご答弁をお願いします。

川村議長 阿古市長、答弁求められておりますけれども、事前打合せが100%とは限りませんので。じゃあ、阿古市長に答えていただきます。

阿古市長。

阿古市長 今の地域公共交通活性化協議会なんですけども、コミュニティバスの議論がもう主流になっております。ですので、組み上げ方がちょっと違うんです。それで、前回もその話というのは実は出てます。スクールバスどうだという話は出てるんですけども、ただ実情として今の運営の中ではなかなか難しいという判断で、事務局はその場には上げてきてないということです。ですので、その辺の解決策といいますか、ある種こういう具合には工夫すればできるのかなというような一定の思いといいますか、状況が整ってくれば、当然それは協議の舞台に上がってくるもんやという理解の仕方をしております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 今後の地域公共交通の在り方というところのご答弁がいただきたいなと思ってるんですが、その辺りいかがですか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 公共交通の在り方で議論をというのは、これは内部的なまた諮問機関か何かつくれということをおっしゃってるのかなと思うんですけども、議論としてはまだ、例えば議会の中でのいろんな議論をしていただいて、その中でそのようなものが需要かどうかというのはまた考えていく余地はあるのかなとは思いますが、まだそういう議論には至ってないのかなと思

います。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。非公式かもしれませんが、スクールバスが出た、私、スクールバスと言ってるんじゃないんですけども、いろんなことを検討した上で、実際の運用は難しいという判断で取り上げてないと。この地域公共交通活性化協議会の中では、コミュニティバスの在り方というのが議論の主流になってきて、それ以外のところはまだまだ状況が整っていないということですよね。ほかに関するところの検討については、今後いろいろ課題として認識いただいているということで理解しました。ありがとうございます。

では話戻しますけども、この公共バス等の通学利用についてなんですけども、当時私が質問した4年前の教育委員会部局の回答では、当時の和田教育部長、コミュニティバスはいわゆる交通弱者対策で運行している趣旨から、特別な理由がない限り生徒には利用しないよう指導している。今後、登下校する生徒の人数、コミュニティバスの運行ルート、登下校に利用可能な時間、時刻などを含め、その可能性については、今後、担当部局と連携しながら引き続き協議していきたいと答弁されております。検討しますと言い回しは、検討はするが実行するかどうか分からないを意味する行政用語、表現だと私、思ってるんですけども、この場合、協議という言葉、表現を、言い回しされてました。ですから、実際に何らかの検討が行われたものと思うんですけども、その内容がどうであったか。それともう一つ、そもそも何で生徒がコミュニティバスを使うことを禁止しているのかという理由を教えてください。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、生徒が登下校でコミュニティバスを利用することにつきましては、各中学校においてこれまでから通学方法や通学路について、PTAや保護者などと協議しながら、各中学校でルールを決め、決定した経緯があります。結果、登下校は原則徒歩通学としておおむね2キロメートル以上の範囲の地区については自転車通学や電車通学も認めているところでございます。それらの理由もありまして、登下校にコミュニティバスを利用しないよう学校において生徒に指導してきたところです。一方で、今後、登下校でコミュニティバスを利用することにつきましては、関係部署等の協議において運行ルートや登下校に利用可能な時間への調整など課題が多いという状況がございました。教育委員会におきましては、児童・生徒の登下校時に防犯上、また通行上の危険な箇所などの課題のある箇所につきましては、学校が検討を行う通学路の見直しや通学の手段について、安全に登下校ができるよう引き続き必要な指導、助言を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 要するに、遠方の通学生徒は電車通学や自転車通学を認めてるからバス通学を我慢しなさいということなんですかね。今、山麓地域の山麓線西側の大字で空き家が非常に増えているのは、もう皆さんご存じです。その要因の1つとして、実はこういう話があります。子どもの長距離通学を理由に校区内のもう少し通学の便が良いところに引っ越される世帯がある。雨

の日の自転車通学を考えたら、公共バスを使えたらええのになという、親も安心できるのに、そういう声もあるんです。市内には2つの公立中学校がございまして、遠方から電車や自転車を利用して通学する子どもたちが相当数に上がっております。電車通学は鉄道事業者の合理化によって運行本数が減って、通学を見守る駅員もいなくなりました。自転車通学は雨天時や荷物の多いとき、また体調次第では生徒への負担も大きい。冬場の夕暮れ時などは安全への不安も高まります。さらに、昔に比べて道路の交通量は増えて行き交う車両も大型化している現状に、保護者の皆さんの心配は非常に高まっております。

このような背景があって、スクールバスのように毎日乗れるようにしてほしいと言ってるわけではありません。このような背景があるんですけども、せめて生徒や家族がどうしても必要とする際には公共バスの利用を認めてあげてほしいと私が言ってるそういう趣旨なんですけど、自転車通学のメリットも当然ございます。季節の良いときはもう気持ちがいいし、健康増進にも寄与するというメリットは当然あります。要は、その一律禁止ではなく弾力運用を認めてあげることで安全対策にも寄与するのではないかということです。企画部のほう、教育委員会とも相談されたということですけども、利用者が多過ぎて車両運行に影響するかもしれないというご心配ですけど、いまだかつてバスが満員で乗れないといったことを聞いたことがございません。仮にもしも利用したいという生徒でバスがあふれるようなことが予想されるんだったら、例えば地区別に利用する日を設けたりとか、あるいは体調を優先した利用に絞るとか、そういった運用で知恵を絞ることが可能だと思いますけど、これを踏まえていま一度、教育委員会における公共バスの通学利用についての見解を改めて教育長にお尋ねしたいんですけど、よろしいですか。

川村議長 樫本教育長。

樫本教育長 登下校にコミュニティバスの利用についてのご質問でございますけれども、この当時、教育部長の答弁にもありますように、特別な理由がない限りとありますように、子どもたちの身体的な事情等がある場合についてはコミュニティバスを使うことも今も認めてるところでございます。ただ、今後の協議につきましては、通学路安全合同会議でもいろんな意見が出てくる中で、特に防犯上、今、議員おっしゃっていただいた地域性等も踏まえまして、子どもたちの一番の通学路の安全、これを確保することが大事だろうというふうにも考えておるところでございます。このコミュニティバスがどこまで通学に使えるか、まだまだ検討していかないといけないところはたくさんあるとは思いますが、一番には通学安全を考えていきたいというふうに考えております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今のお話聞いて、私も誤解してたところがあるんですけども、特別な理由というのを除いてという除外項目みたいなんがあって、絶対乗ったらあかんよというわけじゃなくて、事情があれば利用してもいいよということですよ。ただ、私も含めて、保護者はみんな、これ絶対乗ったらあかんもんやというふうな認識でいてる方が非常に多いと思います。ですから、もし教育委員会のスタンスとして改めて、保護者が知らない方も多いと思いますので、こういった特別な事情があったら利用してもいいよというようなアナウ

ンスを1度やっていただければと思いますので、その辺りお願いしておきます。と言いながら、今、山麓地域はもうバスよりもオンデマンドに変わってますので、その辺りまたいろいろどういう形で使うかというのを考えないといけないと思うんですけども、とにかくまず中学生であろうと、一市民として利用することは可能だということだけは通知してあげてほしいんです。そうしないと、もうあれはあるけど絶対乗ったらあかんねんというような意識の方が、私も含めてそうでしたけども非常に多いので、そこだけ重ねてお願いしておきます。

そしたら、この公共バスに関しまして1つお願いというか提案しておきたいんですけども、先ほど市長のほうから地域公共交通活性化協議会の今後の取組の意向というのをお聞きしましたけども、例えば日本中でやはり今現状、この地域交通をどうするかという問題が非常に大きなところのウェイトを占めてるんです。1つの取組の事例として、地域によっては営業免許を持たない住民が一定の料金を受け取って送迎を請け負う特区を制定したりとか、次世代型モビリティの導入というのをされてるところもございます。ちなみに、実は私、先日、梨本議員とともに、県と国の別々なんですけども、次世代型モビリティの実証実験に参加してまいりました。そのうちの1つが非常に面白かったんで、ちょっと紹介だけしておきますね。

実は国土交通省がやってる実証実験で、電気自動車を使った、これ6人か8人乗りの電気自動車なんですけども、完全無人の運転手いない、完全レベル3という自動運行のバスだったんです。このレベル3って何かといたら、国土交通省の定義では運転してても手を離して本を読めますよ、場合によっては寝てても車が回避してくれますよ、そういう素晴らしいところなんです。実は、国内でこのレベル3の試験運行をやってるところが、実は自治体であるんです。ただ、レベル3といってもまたいろいろ幅がありまして、実際それを導入してるところいうたら、ゴルフ場のカートみたいに電磁誘導の線を道路に埋め込んで、そこを車が走るというそのレベルなんです。

ところが、この間、私、体験してきたというか、実験に参加してきたんは完全レベル3とあって、まず車の誘導はそういう電磁誘導線のないところでGPSで全部マッピングしたところを勝手に走っていきます。対象物、障害物、もし歩行者なんかがあっても、AIによるそういった複数のカメラによる自動回避機能というのが全部搭載されているんです。ですから、歩行者が来たら、まず歩行者を検知して止まる、その方が通り過ぎるまで待ってるんです。場合によっては更にそこを部分的に回避してまたルートに戻る、そういうところがもう実は実用化されてるんですよ。これを仮に葛城市でこんなことができるんかなといろいろ質問しました。無人化とはいえ、実はそのオペレーションはいるんです。この統合するオペレーションセンターというところを1つ置いとけば、1人で3台を遠隔操作で動かせる。もしも現地で自動運転にトラブルが起こったら、遠隔操作で、当然カメラが付いてますので、そのオペレーターが操作して手動で運行できる。1人が同時に3台できると言っていました。その範囲内も葛城市は十分収まる範囲で、それ以上の広さが今、実用化できると言います。

例えば、こういったことの国土交通省の実証実験に参加するということで、当然、今のデマンドタクシーも実証実験中なんかなと思いますけども、この新しい地域交通の在り方とい

うのも1つの検討課題として取り上げることができると思うんです。当然、市中で無人運転は非常にまだまだ怖いと思いますので、山麓地域やったらその辺のテストすることも可能ですから、そういった新しいところの技術を踏まえた上で、そういうのも取り込んでいってもらえたらと、場合によっては山麓地域でもしこれがうまいこと成功するのであれば、今の通学路の安全対策もそうやけども、先ほど西川議員からもありましたけども、葛城市の西の玄関口である道の駅と社会教育センター、あの辺のところの観光としての拠点、そこの1つの移動手段としてもできるんです。だから、可能性はいろいろあります。実証実験に参加することによって国からの補助金も当然出ますので、やはりそういう形の本当の意味での地域交通を育てていく協議会にさせていただけたらと思います。それをお願いしてこの辺りで終わっておきます。

それでは、続きまして2番目の質問、デジタルリテラシー教育への対応についてに入ります。

現在、国が進める自治体DX、デジタルトランスフォーメーションと言うんですけども、教育現場のGIGAスクール構想を含めてあらゆる世代へのデジタル対応を求めています。しかし、その一方で、デジタル化に潜む危険性の認識や対処について、利用時のマナーやモラルといった知識の啓蒙、いわゆるデジタルリテラシー教育への対応は後手に回っております。デジタル化と並行した対応が喫緊の課題となっています。これを踏まえまして、葛城市における教育現場と自治体業務におけるデジタルリテラシー教育への対応について伺ってまいりたいと思います。

なかなかちょっと難しいんですけど、よく皆さんご存じの事例から入りますけども、昨年11月関東地方のICT推進校とされる小学校におきまして、配付PC、コンピューターの不適切な設定と児童による不適切なチャットの利用を原因とするいじめが発生して、残念なことに1人の方が亡くなるという痛ましい事件が発生しております。この事件は、そういう全国の教育関係者、保護者に非常に衝撃をもって受け止められているんですけども、この事件が発生した原因としまして、1人1台配付PCのパスワードが全て同じであった。加えて、適切なデジタルリテラシー教育が児童に対して行われていなかったということが指摘されております。気になるのは、本市においてもGIGAスクール構想によって1人1台の端末整備が完了しました。各校において本格的にICT教育がスタートしております。葛城市はどうか、大丈夫なのか。当然、誰も思うところでございますけども、まずはこの点、小学校に配付のタブレット端末、中学校に配付のPCについて、個人のIDとパスワードの管理状況、並びに端末ログイン時の各種アプリケーション利用時の運用がどういう形で運用されているのかをお伺いいたします。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、小学校でiPad、中学校ではChromebookを使用しています。端末ログインの際は、個人に割り当てられているID及び各自が設定したパスワードを入力する必要があります。また、1度ログインした状態でもってアプリケーションを利用

する場合は、ID及びパスワードを入力しなくても多くの場合使用することができる設定となっています。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 個人のIDとパスワードは全て独自に設定されたもので運用されていると、この点については安心いたしました。ただ、今おっしゃってるように、1度ログインした情報を端末に記憶させておく機能、オートコンプリートと言います。これを有効にしているという点が、私心配なんです。これは、その個人の端末を第三者が入手しても、その方になりすましてログインできてしまうんですね。ということは、関東で起こったように不適切なチャットにということも可能なんです。だから、この辺り、なかなか1回1回パスワード、IDを入れるというのは難しいかもしれません。特に低学年の方は大変かもしれませんが、何かいいような、いい運用を考えていかないと、もう事件とか何か問題が起こってからでは遅いので、それを検討をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしますね。

次に、そしたら実際に授業で使っていらっしゃる内容です。これは現状、もう専門的な言葉になります。Google for EducationというところのJamboardという機能、それからロイノートという学習支援アプリなんですけども、これ何か言うと、子どもたちが、児童・生徒がいろんな意見発表するやつを、現物で言うたら付箋紙です。付箋紙みたいなところに意見を書き込んでボードに貼ると、そういうアプリケーションなんです。それを教師側が監視できるんですけども、ただ1つ問題点がございまして、これはそもそも会議とかで意見を出し合って比較するというものなんです。ですから、教育現場で使う場合に、これが誰の発した意見か分からないんです。全て匿名の投稿になります。なおかつ、その場合の教室内の管理者である担任の先生は、これは誰からいつ出されるかというのは全く分かりません。授業を進めると勝手にぼんぼんぼん出てきて、内容によってはそこに不適切な文言とか画像が貼り付けられてもすぐに対応できないんですね。実は、これが今現状、国もこれを使えと言ってるんですけど、非常にここ実は盲点になってるんです。恐らく、それを使った上で、各校の先生方はいろいろな授業の進め方というのを考えていらっしゃると思うんですけども、現状、その辺りの対応というか、どういう形になってるんでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

授業中におけます児童・生徒の不適切な入力を防ぐためには、タブレット端末の機能を用いた対応と児童・生徒のモラルに対する理解を深めることによる対策が考えられます。アプリケーションの中には、教師側の操作によりまして学級の児童・生徒全員の入力を強制的にストップする機能があります。タブレット操作中に学級全体に対する指示を行うときなどにこの機能を使用することがあります。また、授業の中での適切なタブレットを使用することを図るためには、タブレット端末を操作する児童・生徒それぞれのモラルに対する理解を深めることが重要であると考えています。機会を見て、児童・生徒に対して情報モラルに関す

る学習を定期的かつ継続的に行っているところでございます。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。ICTの授業のやり方を手探りで進めていらっしゃるというのがよく分かりました。今後とも、こういった方法がいいのかというのを、よりベターな方法をまた取り入れていていただきたいと思います。今、皆さん聞いていただいて分かるんですけども、このGIGAスクール構想の現状なんですね。今までコロナのこともあって、国も地方自治体ももう急げ急げで、とにかく整備は行いました。ところが、現状の問題点として現場では、これを例にたとえると、例えばGIGAスクール構想の現状というのは運転操作のやり方を、あるいは交通法規とかそういうのを全く勉強させないで、マナーも含めて、そのままいきなり無免許で路上に送り出して車やオートバイの中を運転させるようなもんなんですよ。さらに、インターネットの世界、もうご存じだと思いますけど、無限ともいえるような玉石混交の情報があふれております。フェイクニュース、アメリカのほうで問題になっておりますけど、日本でもそうです。やはりそれによって人命も失われたりという報道もありました。そういった情報を、やっぱり小さいお子さんほうのみにしてしまいがちだと思うんです。あと、長時間の及ぶ利用に対する身体的な影響というのも懸念されております。現状、ネット世代というんですか、この社会に生きて学ぶ子どもたちにとってネットリテラシーを身に付けるということは、自分自身で自分の身を守ることもつながってまして、ひいては教育現場の安全対策にも寄与すると思います。学校においても、この辺は家庭での情報モラル教育、リテラシー教育も必要になってくると思うんですけども、現状、学校というのは各家庭における児童・生徒のネット利用の状況についてどの程度把握されてるんでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

児童・生徒がタブレットを持ち帰ることについては、家庭でそれぞれの課題を設定して取り組ませる場合のみに限っております。その持ち帰ることにおきまして、家庭において1人1台がタブレット端末を使用してのネット利用につきましては把握をしておりますが、機械自体に履歴が残るため確認することは可能だということで認識しております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 配付のPCを家庭に持ち帰って家庭内からネットワークを経由でインターネットに接続をする、こういう使い方を想定した上で本来、国のGIGAスクール構想かもしれませんが、やはりその家庭においてのIDやパスワードをどれだけ大事にしないといけないかというところ、これはもう保護者のほうにこそ教育が必要な、教育というか教えてもらうことが必要なという気もしますんで、なおかつ、家庭内、あるいは保護者の端末を使った利用というのは全くもう行政も学校もコントロールできませんので、やはりその辺りの啓蒙活動というのをしたいと思っています。健康に配慮した使い方ということ

も含めて、やはり使い過ぎとか視力の低下ということも報道であったりするんですけども、その辺りやっぱり本当にもうこの辺、何回も何回も繰り返し伝えていくということしかもうないと思います。今後、もしかしたら何か画期的なやり方というか、使い方、指導の仕方が出てくるのかもしれませんが、現状ではやっぱりもうその回を重ねて何回も何回も伝えていく、徹底していくということしかないと思います。ですから、その辺りを含めた上で、学校に限らず家庭での使い方というのもご指導いただきたいと思っております。お願いしておきます。

あともう一つ、先ほど言ったようにフェイクニュースとかありますけども、ネットの危険性というのを理解した上で、守らないといけないこと、個人の人権に関わるようなこと、個人情報保護とか著作権に関する配慮というのも、やっぱり子どもたちに理解してもらわないといけませんけども、その辺りというのはどういう対応をされてるんでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

個人情報の保護や著作権を守ることについては、タブレット使用の場合のみに限らず重要なことだと捉えています。新しくICT機器が教育現場に導入されて以降、個人情報保護等については更に重要性が増しています。各学校におきまして、様々な機会を通じて、個人情報保護や著作権に関して児童・生徒に指導しているところでございます。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 やはり個人情報というのは、厳密に言うと、複数の情報を組み合わせると個人が特定できるような情報、これを個人情報と言うわけなんですけども、名前だけやったら個人情報じゃありません。メールアドレスだけやったら個人情報じゃありません。けど、それを組み合わせてどこの誰々さんと分かたら、これはそれを悪用する人間がいるんで気を付けなさいというのが個人情報保護法なんですけども、著作権についても、むやみやたらと人が作ったような情報を流用してはいけない、その当たり前のことが分からない場合もありますんで、その辺りの対応、これはもう当たり前のことやけども重要なんです、続けていってくださいね。

そうしましたら、もうあんまり時間がなくなってるんで、次行きますけども、子どもたちに対してのネットリテラシー教育、今後、教育委員会としてどういう感じで進めていく予定かをお聞かせ願います。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

1人1台端末が整備されて以降、インターネットに関わる子どもの低年齢化とともに、児童・生徒がインターネットを活用して調べたり発信したりする機会が急激に増加しています。そのため、これまで述べてきましたように、インターネットの情報の扱いについて学ぶことは、児童・生徒が今後、ネット被害から身を守るために大変重要なことだと考えています。児童・生徒に対してデジタルリテラシー教育を進めるため、まず教員がデジタルリテラシー

を身に付ける必要があると考えます。そこで、学校に配置しているICT支援員が教職員に対して必要な知識やデジタルコンテンツ活用の技術等を習得させる支援や研修を行っています。また、県教育委員会主催のSTEAM教育エバンジェリスト育成研修に昨年度から各学校1名以上の教員が参加し、デジタルリテラシーを指導できる教員の育成を図っているところです。デジタル社会におきましてリスクをゼロにすることはできませんが、デメリットを極限まで減らし、デジタルを活用して教育効果を最大限得られるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今ご答弁いただいて、非常に安心いたしました。教員が、教える側がデジタルリテラシーをまず身に付ける、そのために副市長がご尽力いただきましたけど、ICT支援員、今、配置していただいている方々が、教職員の先生方に対してそういう知識、あるいは技能を伝授するという体制が組まれているということで、安心しました。ただ、現場の声をこの間聞いてまいりましたが、もっとやっぱり先生方のほうで知りたい、こういうことをやってほしいという要望があるようです。ですから、もうその辺りは教育長もご存じやと思いますんで、ICT支援員の方に、これはあくまでも派遣で来られてる方かもしれないけれども、やはりそこに対して契約でこれやってほしいということはどんどん要望した上で、現場の先生方が力を付けれるようにだけ対応していったらいいと思っておりますんで、よろしく願いしておきます。

また、今、部長からの最後の答弁で、リスクはゼロにすることはできませんと、もうそのとおりにやと思います。私もだから危険性があるから使うなというのは、もう一切そんな言うつもりはございません。逆に使わんことには分かりませんので、その中でなおかつ事前に、こういうことは危ない、危険やということを分かつかないと、もう間違った方向に行くかもしれない。そのところを気を付けてるようにしてほしいと。過ってしまったときは、それをどういうふうにリカバリーして対応するかという対策、その辺りのことも事前にある程度、起こらなければいいんですけども、もし起こったときは教育委員会として、あるいは学校として、クラス担任としてどういうことを動かんと駄目かというところぐらいは事前に相談しておいてくださいね。その辺お願いしておきます。

学校のほうはこれぐらいにしておきまして、そしたら行政のほうについて最後お尋ねしたいと思います。先ほど言いましたけども、デジタルDXが進んでまいりまして、我々社会人もデジタル社会の対応というリテラシー教育が必要になってきております。まず、やはりその辺りの窓口となるこの職員の研修について、どういう形で進めていращやるかをお伺いしたいと思います。

川村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 職員に対する研修でございます。政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されまして、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰

一人取り残さない、人に優しいデジタル化というものが示され、このビジョンの実現のためには住民に身近な行政を行う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要になってくるものと思っております。それに伴い、今後ますます職員のデジタルリテラシーの認識が重要になると思われます。特にデジタル化に潜む危険性への対応については重要であり、現在、職員が日常業務において使用しておりますパソコン等の端末につきましては、外部メディアを無断で接続することによるデータの不正アクセスを防止するため、接続できないように対応しております。また、ソフト等の不正インストールやライセンス数を越えた不正アクセス等につきましても、情報推進課で一元管理をしておりますので、安心して端末を使用することができております。また、職員のデジタルリテラシーや情報セキュリティーなど、ICT関連のスキルアップを図るため、地方公共団体情報システム機構が実施しております研修を毎年計画的に受講していただいているところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。市民サービスの形態がデジタル対応するという流れは、今後どんどん進んでいくと思います。今回、當麻庁舎の分庁舎の問題のところ、この間見学させていただきましたが、総合窓口という形で、対面じゃなくて向こうから遠隔で新庄庁舎からお答えするという機能ももう構築していただいております。将来的にはもしかすると、もう全てネットで完結するような時代が来るのかもしれませんが、その辺り、やはり職員方の高度なリテラシーというのが求められてきますんで、これも学校と一緒に繰り返し繰り返し覚えてもらうまで対応する必要がございます。なおかつ1回覚えて終わりじゃなくて、ネットの世界というのはどんどん情報がアップデートされますんで、新しい技術に対する勉強もこれも終わりがないところです。どんどんやらんと駄目です。だから、日常業務をやりながらというのはなかなか難しいかもしれませんが、そこはうまく時間を割いて、必ず全員が対応できる体制というのを取っていただけたらと思います。

次に、そしたら今度、その利用する方、市民のほうですけれども、市民がそのネットリテラシーを獲得するために、現在、対応されてるということがあるらしたら教えてください。

川村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 今後ますますデジタルの活用があらゆる世代に求められ、その機会が増えてくると思われる市民へのネットリテラシーについてでございますが、現在のデジタル技術は多岐にわたり、市民が利用されている通信機器及び通信回線におきましても多種多様なものをお使いいただいているものと推察されます。こうしたことから、ネット通信をお使いの市民一人一人のニーズに合ったリテラシーを獲得していただくことが難しいものと考え、現在は行っていない状況でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 これもなかなかどう取り組んでいくか難しいところかもしれませんが、県のほうは県の広報誌にそういう講習会みたいなものがたまに募集されてますけれども、やはり個人でそういうところを啓蒙活動されている有識者もいらっしゃいますんで、場合によってはそういう方を呼んでお話を聞くとかでもかなり変わってくると思いますんで、今後そういう形で、市民

に対してもネットリテラシーの向上というのを努めていっていただけたらと思います。そうすることによって自治体の業務の運営も当然楽になりますんで、いろんな意味でプラスに絶対働くことです。必ずこれは逆にやるべきことでもありますんで、その辺り、皆さん方、本当にもう私も含めて一人一人がそういうことを頑張っていかなとあかんということなんで、その辺りは市としてやっぱり啓蒙活動を進めていくというのが大事になりますんで、その辺り、今後ともよろしくお願いします。

今回、早口で難しいことをいっぱい言いましたけども、やっぱりネットの世界でどうしても画面に出てきたらそれが正しいものと信用してしまいがちでなんですけども、そこはやっぱりちょっと待てよと、もしかしたらこれは嘘かもしれない、だまされてるかもしれないということがありますんで、そういうことも踏まえた上で、やはり私たち個人個人がそういうことに対応できる能力を身に付けれるように行政のほうもお力添えをいただけたらと思います。

では、私の質問はこれで終わりますので、本日はどうもありがとうございました。

川村議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月16日午後3時から再開いたしますので、ご参集願います。

なお、13日から16日までの間、各常任委員会、また予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時36分